

入 札 説 明 書

件名：新潟市中央卸売市場 電話交換設備更新業務

令和 8 年 9 月

新潟市農林水産部中央卸売市場

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

新潟市中央卸売市場電話交換設備更新業務 一式

(2) 履行の内容等

別紙仕様書のとおり

(3) 履行場所

新潟市中央卸売市場（新潟市江南区茗荷谷711番地）

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

(5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 「プライバシーマークの認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定」を受けている者であること。

3. 問い合わせ先

郵便番号 950-0114

新潟市江南区茗荷谷711番地

新潟市 農林水産部 中央卸売市場

電話：025-257-6767（直通）

ファックス：０２５－２５７－６７６８

電子メール：ichiba@city.niigata.lg.jp

4. 競争入札参加申請等

- (1) 様式第１号「一般競争入札参加申請書」に、様式第２号「秘密保持誓約書」、様式第３号「機能証明書（機器等明細一覧）」を添えて、令和８年１０月８日（木）午後５時までに上記３の場所に持参または郵送にて提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時までとする。
- (2) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。
- (3) 提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定し、一般競争入札参加資格確認結果通知書を令和８年１０月１５日（木）までに発送する。
- (4) 申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

5. 入札保証金

新潟市契約規則第１０条第２号により、入札保証金は免除する。

6. 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所
 - ア 日時 令和８年１０月２６日（月） 午後１時３０分
 - イ 場所 上記３（１）の同所中央棟４階 中会議室２
- (2) 郵送による入札書等の受領期間及び提出先
 - ア 書留郵便に限る。
 - イ 受領期間 令和８年１０月１６日（金）から令和８年１０月２３日（金）午後５時まで
 - ウ 提出先 上記３の場所へ提出すること。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書（案）及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書について疑義がある場合は、様式第４号「質疑書」を令和８年９月１６日（水）から同年１０月１日（木）午後５時までに上記３へ電子メール又はファックスにより提出すること。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。

- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書（写し可）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、様式第5号「入札書」及び様式第6号「委任状」を使用すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第5号「入札書」を提出しなければならない。
- ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印
 - ウ 入札金額
 - エ 履行場所
 - オ 品名（件名）及び数量
 - カ 品質・規格
- 詳細に記載すること。ただし、「仕様書のとおり」という記載でも構わない。
- (11) 入札書等及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書等は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きする。上記で示した入札書等ほか、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書等の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (19) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、6.(1)の入札・開札日時以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については、別途指示する。また、下記7の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (20) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、再入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

7. 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足る相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9. 低入札価格調査の実施

業務履行が困難と危惧される低価格での入札があった場合は、落札を保留し、費用、履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果、履行困難と判断したときは、その者を落札者とししない場合がある。

10. 契約の停止等

本契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

11. 契約保証金

新潟市契約規則第33条および物品契約等に係る履行保証事務取扱い要領の2により、契約金額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、同規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12. 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 落札者は、落札金額に対応する項目（機器等）ごとの内訳明細書を作成し、速やかに本市に提出すること。

13. 支払いの条件

本契約に係る代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

14. 契約条項

別添「契約書（案）」による。

15. 競争入札参加資格審査申請

本件の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本件の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書を令和8年10月1日（木）までに下記へ提出すること。なお、申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

なお、この場合は、「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」を入手のうえ、その写しを「4. 競争入札参加申請等」の提出書類に含めること。

郵便番号 951－8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市 財務部 契約課 物品契約係

電話：025－226－2213（直通）

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

16. その他

- (1) 入札書の提出期限は、公告文に指定した入札書提出期限とし、提出期限以後に到着した入札書は、いかなる理由があっても無効とする。
- (2) 入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

新潟市中央卸売市場電話交換設備更新業務
入札説明書様式集

令和8年9月

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所 在 地
称号又は名称
代 表 者 氏 名

(押印不要)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項 目		摘 要
入 札 公 告 年 月 日		令和 8 年 9 月 1 6 日
公 告 番 号		新潟市契約公告第 6 5 号
調 達 物 品 名		新潟市中央卸売市場電話交換設備更新業務 一式
競争入札参加資格者 名 簿 へ の 登 録		☐ 済 ☐ 申請中 業 者 コ ー ド :
添 付 書 類		・ 秘密保持誓約書 (様式第 2 号) ・ 機能証明書 (機器等明細一覧) (様式第 3 号)
連絡先	担 当 者	
	電 話	
	F A X	
	e - m a i l	

秘密保持誓約書

_____（以下「乙」という。）は、「新潟市中央卸売市場電話交換設備更新業務（以下「本件」という。）」の秘密保持に関し新潟市（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第1条 この秘密保持誓約書（以下「本誓約」という。）は、甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

（秘密情報）

第2条 本誓約において秘密情報とは、甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

（適用除外）

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- （1） 公知の情報
- （2） 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報
- （3） 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

（秘密保持）

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。また、第三者への秘密情報の開示が真に必要な場合は、乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得ることとします。

（目的外使用の禁止）

第5条 乙は、秘密情報を本件のため必要な限りにおいて利用できるものとし、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

（情報の返還）

第6条 乙は、本件の履行完了後、甲から開示・提供を受けた秘密情報（甲の事前の承諾を得て作成した複製物を含む）を直ちに返還します。ただし、甲から別途廃棄等の指示を受けた場合は、その指示に従います。

（損害賠償）

第7条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩し、又は外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ甲が適当とする必要な措置を採ってもかまいません。

（協議事項）

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

誓約日 年 月 日

（乙）所 在 地
 称号又は名称
 代 表 者 氏 名

（押印不要）

機能証明書（機器等明細一覧）

年 月 日

（あて先）新潟市長

（申請者）所 在 地
称号又は名称
代 表 者 氏 名

（押印不要）

「新潟市中央卸売市場電話交換設備更新業務」の入札に関し、仕様書に記載されている仕様を満たす機器等であることを証明するため、以下のとおり機能証明書を提出します。

仕様対 応番号	品名	仕様	製造元	数量	仕様書 との適合

※ 複数枚になる場合は、右にページ番号を付してください。（_ページ／全_ページ）

- 注1 仕様欄には、選定機器等の仕様を具体的に明示し、適合欄に新潟市の仕様との差異についてコメントを記述すること。
- 注2 オプション機器等を追加している場合は、当該機器等を該当欄に記載すること。
- 注3 提案機器等の仕様を裏付ける書面（カタログ、メーカー発行の証明書、技術資料等）を添付すること。
- 注4 虚偽の記載があった場合は、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づき、指名停止処分を受けことがある。
- 注5 複数枚になる場合、2枚目以降の日付・あて先・申請者欄は省略して差し支えない。
- 注6 当該内容については、企業秘密等が含まれ公開することで企業に不利益を与えるおそれがあることから、原則として公開しない。

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者

)

(電話番号

)

(ファックス番号

)

1 公告番号 新潟市契約公告第65号

2 件 名 新潟市中央卸売市場電話交換設備更新業務

質 疑 事 項

- 注1 この質疑書は、仕様書等について質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
- 注2 提出期限は令和8年10月1日（木）午後5時です。提出期限を過ぎた場合は受理しません。
- 注3 回答は、提出期限後10日以内に新潟市財務部契約課ホームページ内の一般競争入札公告一覧に掲載します。

入札（見積）書

年 月 日

新潟市長様

住 所

氏 名

印

受 任 者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ

入札（見積）いたします。

金 額		百		千		円	
履 行 場 所	新潟市中央卸売市場						
品 名	品 質 ・ 規 格		数 量		単 価		金 額
新潟市中央卸売市場電話交換設備更新業務			一式				

（注）入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

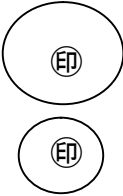
入札（見積）書

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。
(委任状を提出する場合は、社印・代表者印は省略できます)

新潟市長様

〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇〇番〇〇号
氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇



・代表者本人が入札する場合は記入不要です。
・委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印してください。

受任者 〇〇 〇〇

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ

入札（見積）いたします。

総額（税抜）の金額を記入してください。
下記内訳の「金額」欄の合計と同額。

金 額	¥	百	〇	〇	〇	千	〇	〇	円	〇	〇	〇	
履 行 場 所	〇〇〇〇〇〇												
品 名	品 質 ・ 規 格		数 量		単 価			金 額					
〇〇〇〇〇〇〇〇	△△△		一式		〇〇〇〇円			〇〇〇〇〇円					
“仕様書のとおり” という記載でも結構です。													

(注) 入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委 任 状

年 月 日

新 潟 市 長 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所

氏 名

印

受 任 者 氏 名

印

記

件 名 新潟市中央卸売市場電話交換設備更新業務

委 任 状

年 月 日

新 潟 市 長 様

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所 ○○県○○市○○区○○町
○丁目○○番○○号
氏 名 △△株式会社
代表取締役 ○○ ○○



受 任 者 氏 名 ○○ ○○



記

件 名 ○○○○○○○○

新潟市中央卸売市場
電話交換設備更新業務委託仕様書

令和8年9月

目次

第1章 一般事項について	2
第2章 電話交換設備の機能および性能について	4
第3章 電話交換機用電源装置の機能および性能について	11
第4章 端末機器の機能および性能について	13
第5章 付帯装置の機能および性能について	15
第6章 電話交換機の更改について	16

添付資料

【別図1】システム構成図（中継方式図）

【別図2】構内配線系統図

【別図3】施設配置図、構内図

【別図4】既設PHS基地局配置図

【別図5】既設交換機、電源装置、周辺装置配置図

第1章 一般事項について

1 概要

本仕様書は新潟市中央卸売市場電話交換設備更新業務について規定する。

2 関連法規

本業務は本仕様書に定めることのほか、電気通信事業法に定める端末設備等規則等に準拠し実施するものとする。

また、本仕様書に明示されていない事項についても、機能上当然必要と認められるものについては装備されるものとする。

3 履行場所

新潟市中央卸売市場（新潟市江南区茗荷谷7-1-1番地）

4 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）

ただし、新設備への切り替えは令和9年2月末日までの土曜日、日曜日、祝日などの市場業務に影響の出ない日程で行うこと。

5 業務内容

本業務は新潟市中央卸売市場内情報センターの電話交換機、電源装置（バッテリー含む）、周辺装置および場内各所でのデジタル多機能電話機、PHS基地局、PHS子機の更改を行うものである。

なお、業務の詳細は「第6章 電話交換機の更改について」に定めるとおりとする。

6 納入機器数量

機器種別	機器名	数量	備考
本体	電話交換機	1式	
電源装置	電話交換機用電源装置	1式	停電対応3時間以上
電話機	デジタル多機能電話機	148台	32ボタン以上
	PHS基地局	71台	
	PHS子機	51台	
周辺機器	保守コンソール	一式	

7 設備条件

本設備は「第2章 電話交換機の機能および性能」を満足し、本仕様書により導入する機器は全て未使用品であること。

ただし、本仕様書で既設利用と指定のあるものは既設設備を再利用とする。

8 その他

本業務において疑義が生じた場合は発注者と協議し合意のうえ実施すること。

第2章 電話交換機の機能および性能について

1 電話交換機

(1) 概要

① 本装置は、電話交換機本体、電源装置により構成され、下記の通話を行うことを主な目的とする。

- ・内線相互通話
- ・内線と局線間通話

② 本装置は、新潟市中央卸売市場内情報センターに設置し電話交換機に関する技術基準および関係ある法令規格等を満足するものとする。

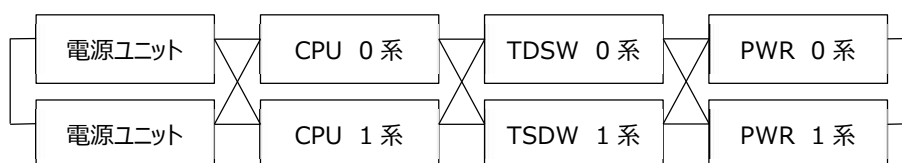
(2) 本体仕様

通話路方式	I P スイッチング方式、P C M 時分割方式
制御方式	蓄積プログラム制御方式
中継方式	・個別着信方式 ・中継台方式 ・P B X ダイヤルイン方式 ・着サブアドレス方式 ・追加ダイヤルイン方式 ・マスターテレホン方式 ・グループマスターテレホン方式
プロセッサ	6 4 ビットマイクロプロセッサ
冗長構成	装置内二重化
L A N インターフェース	1 0 / 1 0 0 / 1 0 0 0 M b p s イーサネット× 2
設置条件	周囲温度 0℃～4 0℃
	相対湿度 2 0 %～9 0 %（結露しないこと）
電源	A C 入力 A C 1 0 0 V ± 1 0 %（5 0 H z / 6 0 H z）
	D C 出力 D C - 4 8 ± 1 0 %

(3) 信頼性 (二重化)

- ① 信頼性を高めるためにCPU、時分割スイッチ、電源部は、たすき掛け方式の二重化構成が可能な装置とする。
- ② 二重化の構成は装置内二重化を基本とし、二重化部位を相互にLANケーブル等の外部ケーブルで接続していないこと。
- ③ CPU、時分割スイッチ、電源部の一括切り替えによる二重化や、共通部分の複数箇所故障に対応できない機種は不可とする。

【二重化構成図】



- ④ 主装置筐体内の主要モジュール（CPU／電源ユニット／IOユニット／ファン）は運用状態を止めることなく活線挿抜が可能な構造とする。
- ⑤ 電話交換機の信頼性を高めるためハードディスクレス構造とする。
- ⑥ 電話交換機のOSとして汎用OSを使用していないこと。
- ⑦ 電話交換機内で局データの2世代管理が可能なこと。
- ⑧ 電話交換機のアラーム情報をあらかじめ指定した宛先にEメールで自動通知が可能なこと。

(4) トラヒック条件

内線電話機1回線あたりの標準発着呼量は6.0HCS以上とする。

2 収容回線数

種別	内訳	実装	容量	備考
内線	一般内線	1 2 6	1 4 4	
	デジタル多機能内線	1 4 8	3 0 4	
	PHS 基地局	7 1	8 0	
局線	加入電話	1	1 2	構内放送用、バックアップ回線用
	公衆 I P サービス	1 0 0	1 0 0	ひかり電話オフィス A
端末	デジタル多機能電話機	1 4 8	—	
	一般電話機	1 2 7	—	電話機 8 0 台 F A X 4 6 台 保守用モデム 1 台（既存利用）
	PHS 用アンテナ	7 1	—	
	PHS 電話機	6 7	—	既設利用分を含む
周辺装置	料金管理装置	1	—	既設利用
	保守コンソール	1	—	

3 番号計画

(1) 番号計画（第一桁）

第一	サービス名	備考
0	局線発信	ひかり電話オフィスA
1	4 桁内線	中央棟
2	4 桁内線	青果棟
3	4 桁内線	水産棟
4	5 桁内線	仮想内線
5	4 桁内線	花き棟
6	4 桁内線	守衛等・総合食品棟
7	4 桁内線	PHS子機
8	－（未使用）	予備
9	2 桁特番	
*	指定グループピックアップ	
#	2 桁特番	

(2) サービス特番（9）

第一桁	第二桁	サービス名	備考
9	0	固定短縮ダイヤル発信	
	1	可変不在転送登録	
	2	可変不在転送解除	
	3	不応答転送登録	
	4	不応答転送削除	
	5	話中転送登録	
	6	話中転送削除	
	7	構内放送	
	8	－（未使用）	予備
	9	－（未使用）	予備
	*	－（未使用）	予備
	#	－（未使用）	予備

(3) サービス特番 (#)

第一桁	第二桁	サービス名	備考
#	0	－ (未使用)	予備
	1	－ (未使用)	予備
	2	－ (未使用)	予備
	3	－ (未使用)	予備
	4	－ (未使用)	予備
	5	－ (未使用)	予備
	6	－ (未使用)	予備
	7	－ (未使用)	予備
	8	－ (未使用)	予備
	0	－ (未使用)	予備
	*	－ (未使用)	予備
	#	コールピックアップ	自グループ

4 電氣的条件

(1) 電源電圧

DC $-48\text{V} \pm 10\%$

(2) ダイヤル条件

項 目		条 件			
PB式 ダイヤル	送出可能数字 及び周波数	周波数	1, 209 Hz	1, 336 Hz	1, 447 Hz
		697 Hz	1	2	3
		770 Hz	4	5	6
		852 Hz	7	8	9
		941 Hz	*	0	#
	周波数偏差	$\pm 1.5\%$			
	信号レベル	PB電話機準拠（NTT技術資料参考）			
	信号送出時間	50ms 以上			
	ミニマムポーズ	30ms 以上			
	周期	信号送出時間＋ミニマムポーズ 120ms 以上			
DP式 ダイヤル	ダイヤルスピード	$10 \pm 0.8\text{pps}$ 、 $20 \pm 1.6\text{pps}$			
	インパルスメーク率	$33 \pm 3\%$			
	ミニマムポーズ	600ms 以上（10PPS） 450ms 以上（20PPS）			

(3) 内線／トランク線路条件

項目	条件
アナログ内線（ループ抵抗）	一般内線：1, 200Ω（電話機抵抗含む） 長距離内線：3, 000Ω（電話機抵抗含む）
デジタル内線	900m（0.5mm）、1, 400m（0.65mm）
一般公衆回線	1, 700Ω（収容局内部抵抗含む）

5 IPインターフェース

項目	条件
チャンネル数	32チャンネル以上
LANインターフェース	10/100/1000Mbpsイーサネット
音声符号化方式	G. 722、G. 711、G. 729a
QoS	ToS (IP Precedance Diffserv)
VLAN	TagVLAN (IEEE802.1Q/p) LLDP-MED

6 構造

- (1) 19インチラック搭載のハードウェアにより高信頼性を確保し保守点検が容易な構造とする。
(信頼性を考慮し汎用サーバの使用は不可とする)
- (2) 設置スペースは19インチラック1架あたり700mm (W) ×700mm (D) ×2,000mm (H) 程度とする。
- (3) 耐震性能は水平加速度1.1G (震度7相当) に対応可能なこと。
- (4) 柔軟な拡張性を有し、最大120,000ポートまでの拡張が可能なこと。
- (5) 使用部品は欧州RoHS指令に適合し有害物質を定められた閾値以上含有していないこと。

7 ライセンス

- (1) 本仕様書に規定する性能を満たすために必要となるライセンス等についても本委託費に含むこととする。

なお、令和9年度末までの電話交換機の運用にともない必要となるライセンス費用等については全て本委託費に含むこととする。

第3章 電話交換機用電源装置の機能および性能について

1 概要

本装置を通じて電話交換機へ電源を供給し停電対応時間は3時間程度を想定すること。

なお、設置にあたっては新潟市火災予防条例を遵守すること。

2 整流器

(1) 仕様

項目		標準仕様	備考
仕様	周囲温度	-10～40℃	
	相対湿度	25～28%	結露しないこと
	標高	屋内、標高1000m以下	
	設置場所	有害ガス・塩分・ほこりが少ない室内	
方式	制御方式	高周波スイッチング制御	
	定格	100%連続	
	冷却方式	自然冷却	
	運転方式	N+1台運転	
交流 入力	相数	単相2線／三相3線	
	電圧	200V ±10%	
	周波数	50Hzまたは60Hz ±5%	
	力率	98%以上	定格入出力時
直流 出力	定格電圧	53.5V (24セル) 55.8V (25セル)	
	定電圧精度	±1.5%以内	
	電流	100～300A	
	最大垂下電流	定格電流の110%以内	
	効率	86%以上	
負荷 出力	電圧	48V	
	電圧変動範囲	43.2V～52.8V	
	電流	50～250A	
	リップル電圧	200mV (p-p) 以下	定格入出力時

(2) 構造

メンテナンス性を考慮した点検・部品交換が容易な構造であること。

整流器本体の設置スペースは 1,000mm (W) × 610mm (D) × 2,000mm (H) 程度とする。

3 蓄電池設備

停電対応時間は 3 時間程度を想定し、長寿命タイプの蓄電池を選定すること。

第4章 端末機器の機能および性能について

1 デジタル多機能電話機

- (1) 機能ボタン数：32ボタン以上とする。
- (2) LCDディスプレイ：半角28文字×4行表示（バックライト付き）で可動式とする。
- (3) 外形：215mm（W）×245mm（D）×145mm（H）程度とする。
（最低チルトレグ角度25°かつディスプレイ角度0°の場合）
- (4) 電話機内蔵の機能として、発信履歴：10件、着信履歴：10件の蓄積が可能なこと。
- (5) サービス機能として、発信履歴：20件、着信履歴：20件の蓄積が可能なこと。
- (6) 不在着信があった際には、LCDディスプレイ上にアイコン表示が可能なこと。
- (7) LCDディスプレイに通話しているPHS子機の位置情報（基地局情報）が表示可能なこと。
- (8) 視覚に障がいがある者でもボタン操作が可能なように点字対応が可能なこと。
- (9) 弱視者を考慮しLCDディスプレイの白黒反転表示が可能なこと。
- (10) ヒアリングエイドに対応していること。
- (11) 使用部品は欧州RoHS指令に準拠していること。

2 PHS基地局

- (1) 外形：190mm（W）×160mm（D）×40mm（H）程度とする。（突起部含む）
- (2) 環境条件
 - ① 周囲温度：-10℃～50℃、
 - ② 相対湿度：10%～85%（結露しないこと）
- (3) 既存のPHS子機を接続・システム登録し使用可能とすること。

3 PHS子機

- (1) 外形：45mm（W）×130mm（D）×13mm（H）程度とする。
- (2) カラー液晶に対応していること。
- (3) 機能ボタン：ソフトキー 3個以上、ワンタッチキー 2個以上、電話帳キーとする。
- (4) 防水・防塵対応（IP55／IP57以上）とする。

- (5) 使用時間：最大通話時間 6 時間、最大待ち受け時間 4 0 0 時間程度とする。
- (6) 電話帳登録：1 0 0 0 件／3 番号以上とする。
- (7) 高速ハンドオーバーが可能なこと。
- (8) 構内利用時に P H S 子機間でテキストメッセージの送受信が可能なこと。
- (9) 端末落下時の破損を防ぐため、アンテナ部分が内蔵化された筐体であること。
- (1 0) 電話帳編集用のパソコン向けインターフェースを有していること。

4 一般電話機

以下、すべて既存利用とする

- (1) 電話機：8 0 台（一部ビハインド接続含む）
- (2) F A X：4 6 台
- (3) 保守用モデム：1 台

第5章 付帯装置の機能および性能について

1 通話料金管理装置

ハードウェア、ソフトウェアとも既存利用とする。

2 保守コンソール

- (1) 局データの新規登録、変更および削除作業が容易にでき、オンライン状態で設定変更が可能なこと。
- (2) 各種トラフィックが測定できること。
- (3) パッケージの実装状態、スイッチの設定状態の読み出し、表示ができること。
- (4) 保守コンソールへのログイン時にユーザID毎にグレード設定ができ、グレード毎に設定コマンドの利用許可設定が可能なこと。
- (5) 保守コンソールは新潟市中央卸売市場内情報センターに常に設置されていること。

3 保守用モデム

既存利用とする。

第6章 電話交換機の更改について

1 電話交換機等の更新

- (1) 電話交換機本体、19インチラック、電源装置等の重量物の搬入においては、搬入経路・搬入スケジュール・安全対策等の搬入計画を発注者と協議のうえ実施すること。
- (2) 重量物の設置にともない床の補強が必要となる場合には補強方法等を発注者と協議のうえ実施すること。
- (3) 19インチラックおよび電源装置等の設置については、架台を設置し適切な固定を実施すること。
また、あと施工アンカーを実施した際にはあわせて引き抜き試験も実施すること。
- (4) 既存電話交換機のシステムデータについては発注者または既存保守業者より提供とするが、請負者においても利用実態など現状の調査を十分に行うこと。
- (5) 電話交換機の切り替えにともなう運用停止時間を短縮するための対策を講じ、切り替え計画を策定し発注者と協議のうえ実施すること。
また、切り替え準備に伴い既設電話交換機等の移設が必要となる場合は既存保守業者へ対応を依頼することとし、その費用は本委託費に含むこととする。
なお、切り替え等により運用停止を伴う場合は、業務に支障が生じないように、業務時間外や休場日に実施すること。
- (6) 配線およびモジュージャックは既設利用とするが、著しく損傷している箇所や予防保全的に修繕が必要な箇所については、既存保守業者へ修繕を依頼することとし、その費用は本委託費に含むこととする。
なお、更改する多機能電話機およびPHS基地局についてはモジュラーケーブルもあわせて取り替えることとする。
- (7) 電話交換機の切り替え後は速やかに各設備の総合試験を実施し運用を行うこと。

2 既設機器の撤去

- (1) 電話交換機本体、19インチラック、電源装置等の重量物の搬出においては、搬出経路・搬出スケジュール・安全対策等の搬出計画を発注者と協議のうえ実施すること。
- (2) 電話交換機他既設機器（既設用利用分は除く）や本業務の実施において発生した不要ケーブル等はすべて撤去し、機器についてはシステムデータを消去したうえで、産業廃棄物処理を確実に実施すること。

また、PHS基地局については高所に設置してある場合もあるため高所作業車等を使用して撤去を実施すること。

なお、システムデータの消去は既存保守業者にて実施することとし、その費用は本委託費に含まないこととする。

- (3) 最終処分終了後、速やかにマニフェストを提出すること。

3 検査

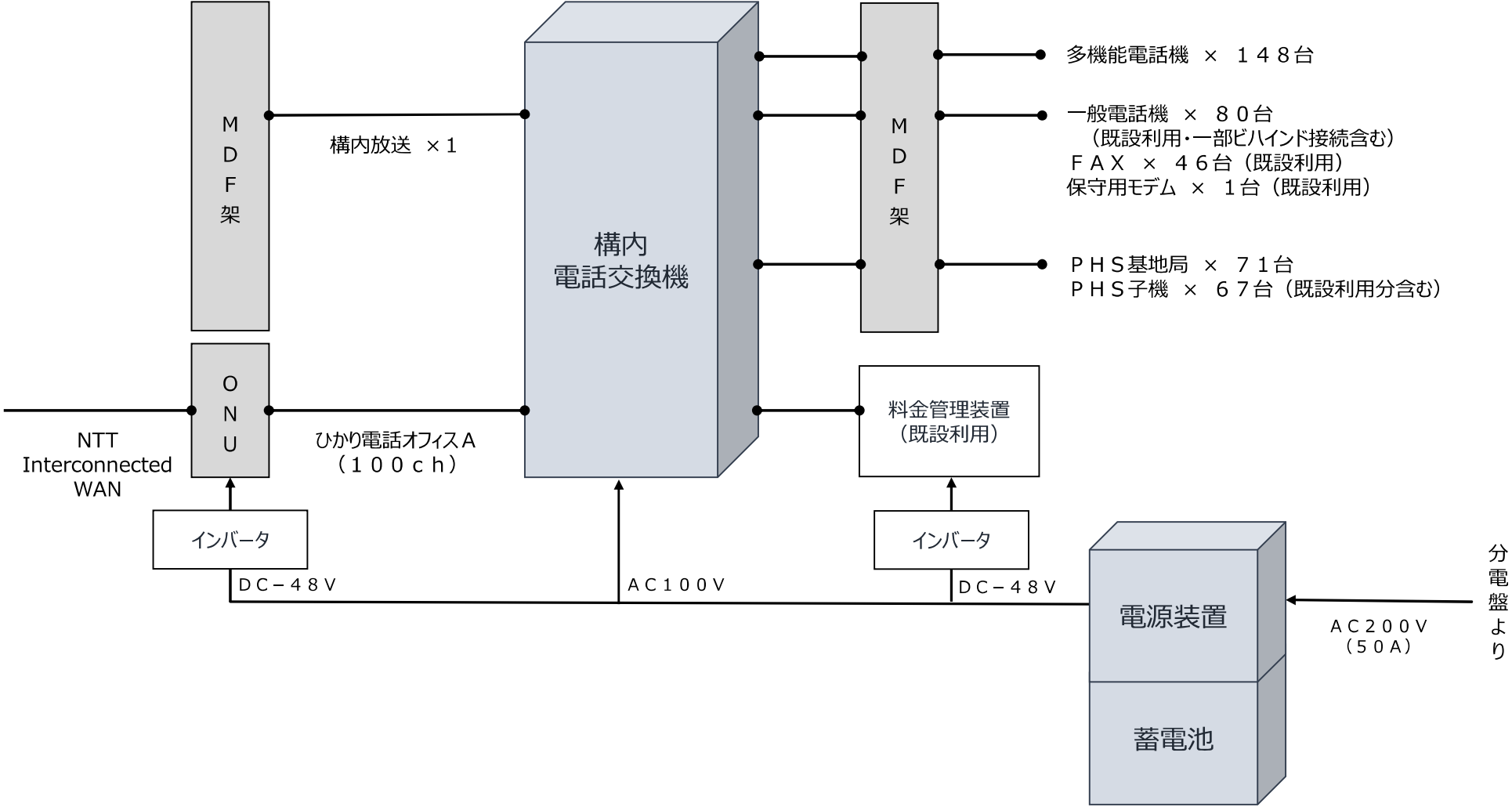
- (1) 業務を完了したときは、速やかに業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）及び完成図書を紙媒体または電子データで提出し、完成検査を受けること。

なお、提出する完成図書の内容については別途発注者と協議とする。

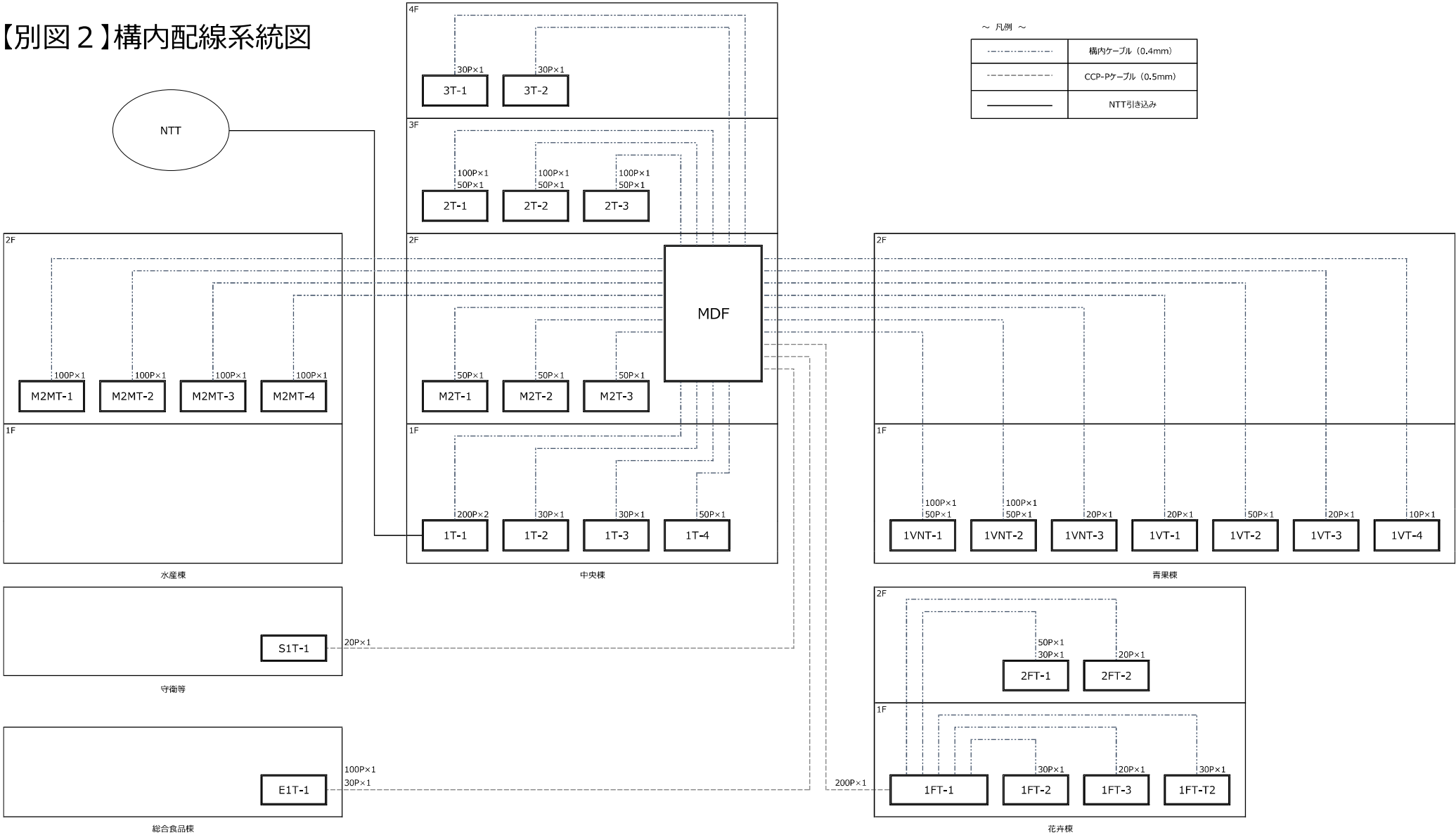
4 その他

- (1) 本業務委託期間中は、新潟市中央卸売市場における日々業務および既設電話交換機の運用に影響を与えないよう実施すること。
- (2) 本業務の実施に起因する既設電話交換機の故障が発生した場合は、請負者の責任において速やかに既存保守業者へ連絡のうえ修繕を行い、その費用は本委託費に含むこととする。
- (3) 本業務の実施により必要となる通信事業者への申請手続き等が発生した場合は、発注者にて実施することとし、その費用については発注者にて負担することとする。
- (4) 本業務の実施により必要となる関係諸官庁への申請手続き等が発生した場合は、請負者にて実施することとし、その費用については本委託費に含むこととする。
- (5) 検収後1年以内に発生した製品・設計・業務実施の不良に起因すると認められる故障が発生した場合は請負者の責任において速やかに修繕を実施することとする。

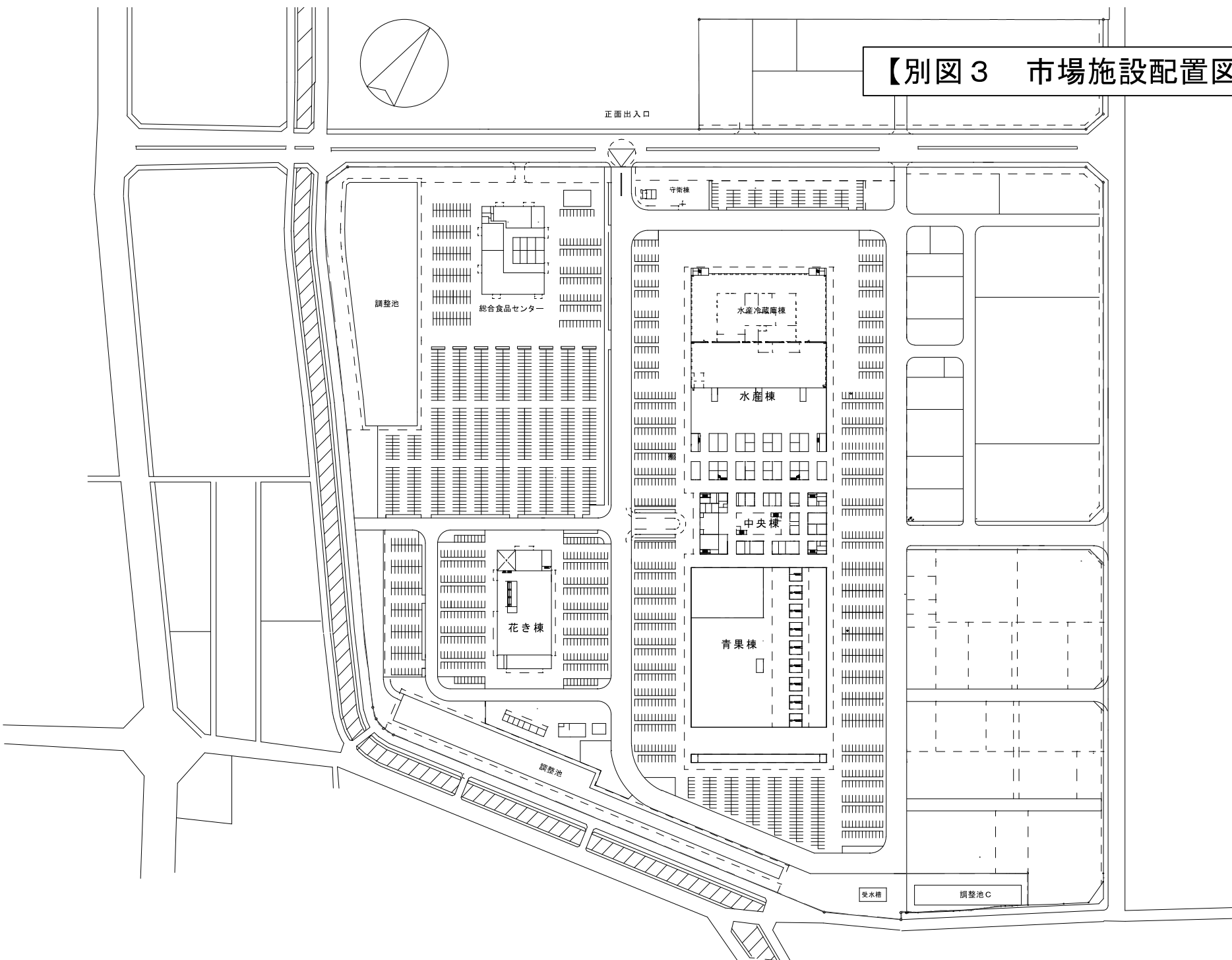
【別図 1】システム構成図（中継方式図）



【別図 2】構内配線系統図

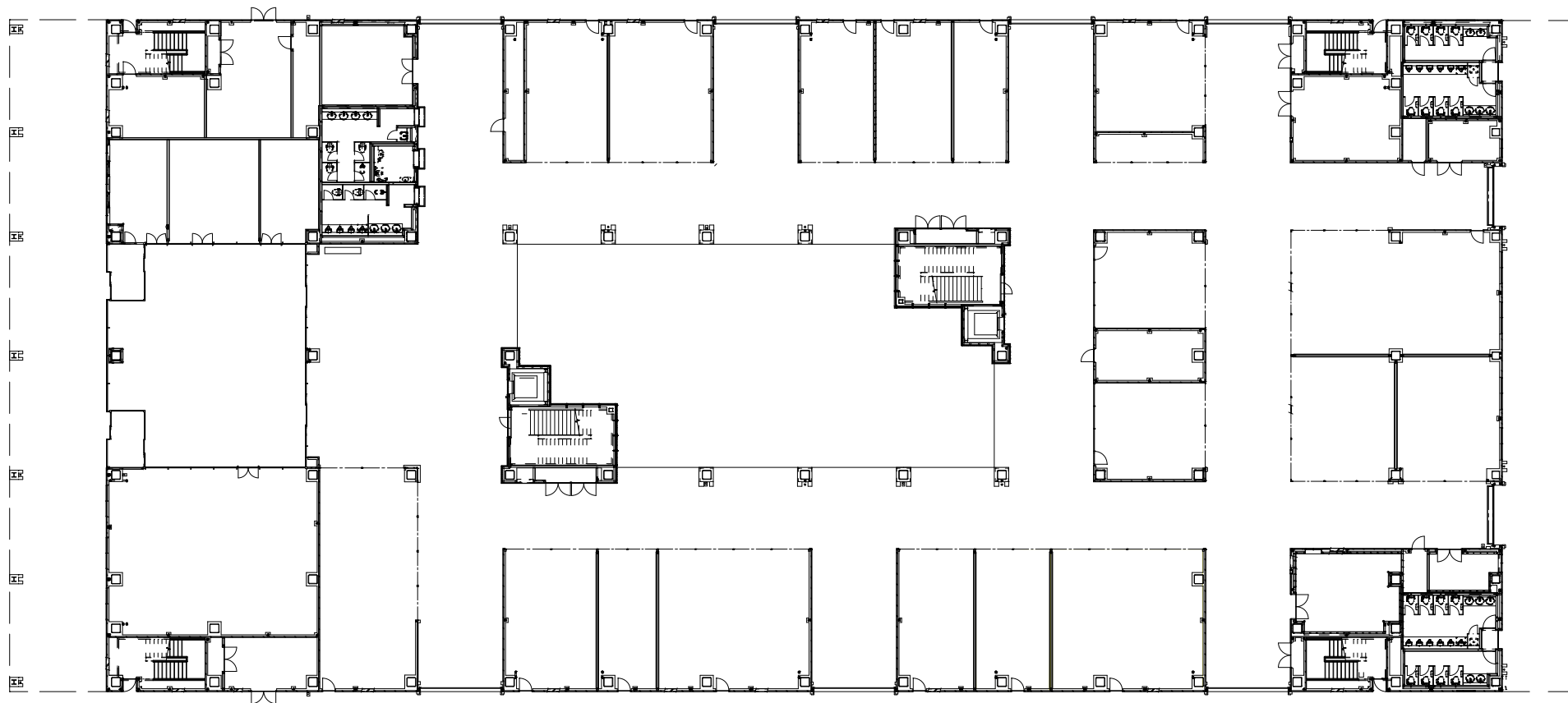


【別図3 市場施設配置図】

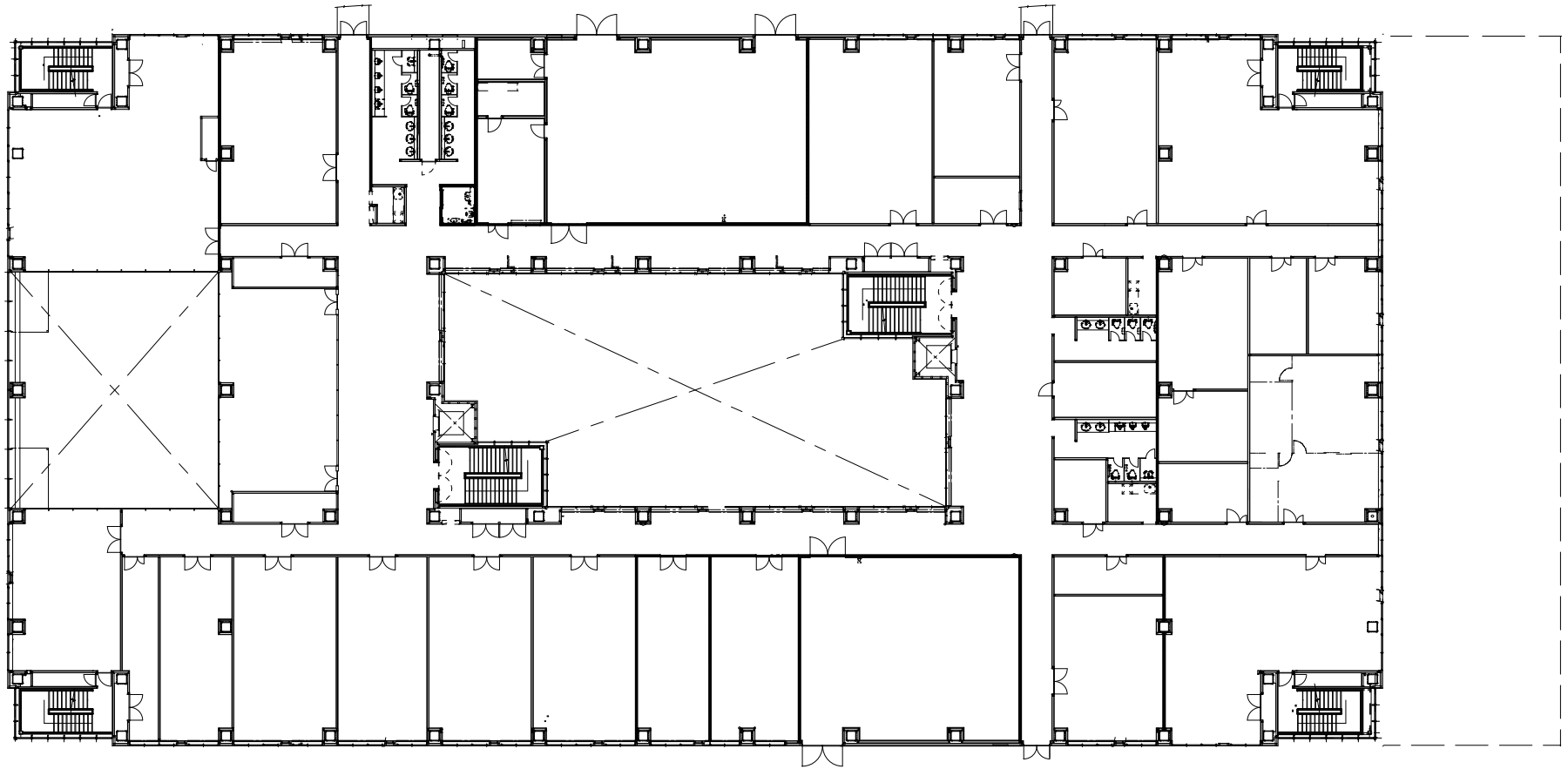


【別図 4 市場施設平面図】

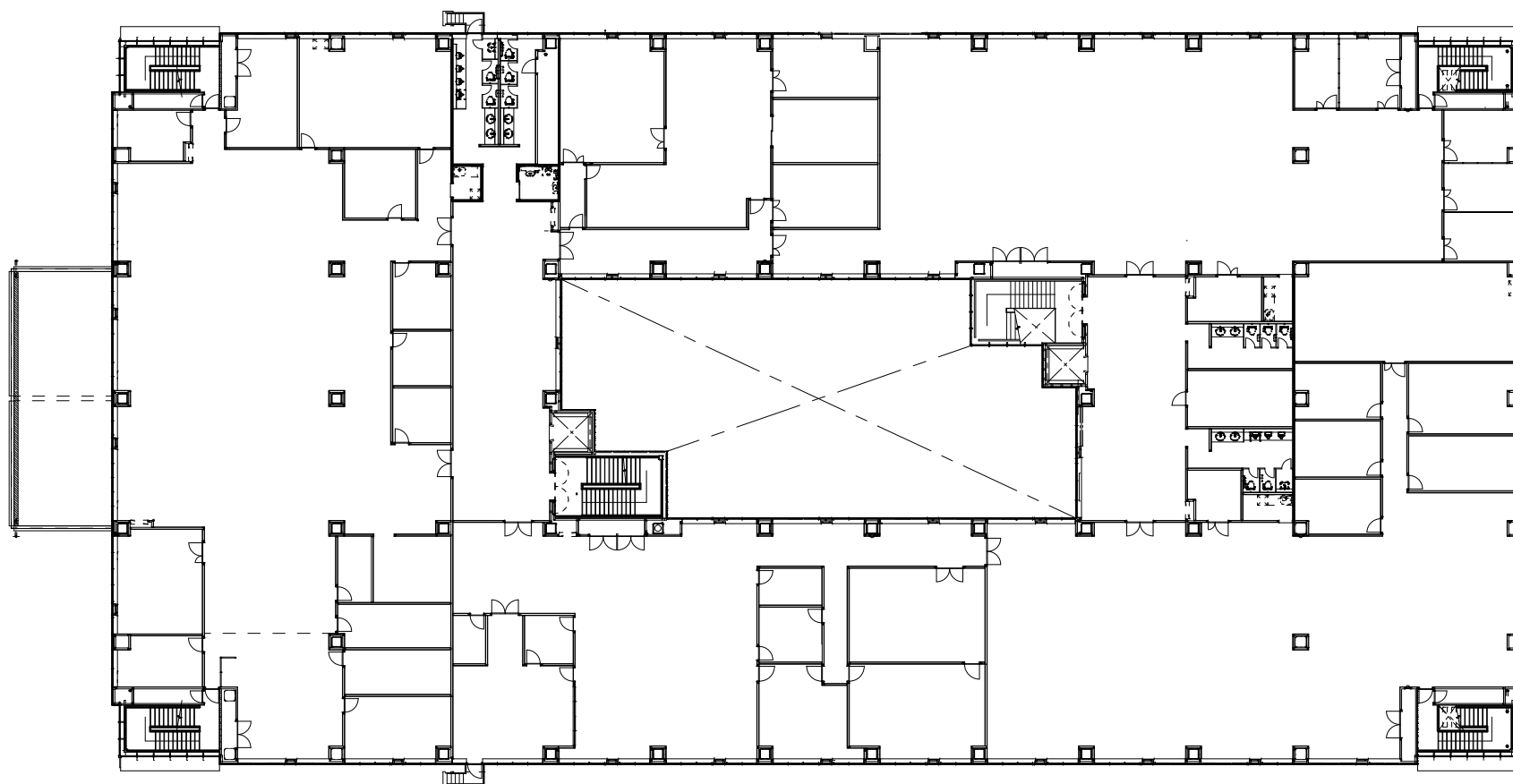
【中央棟 1 階】



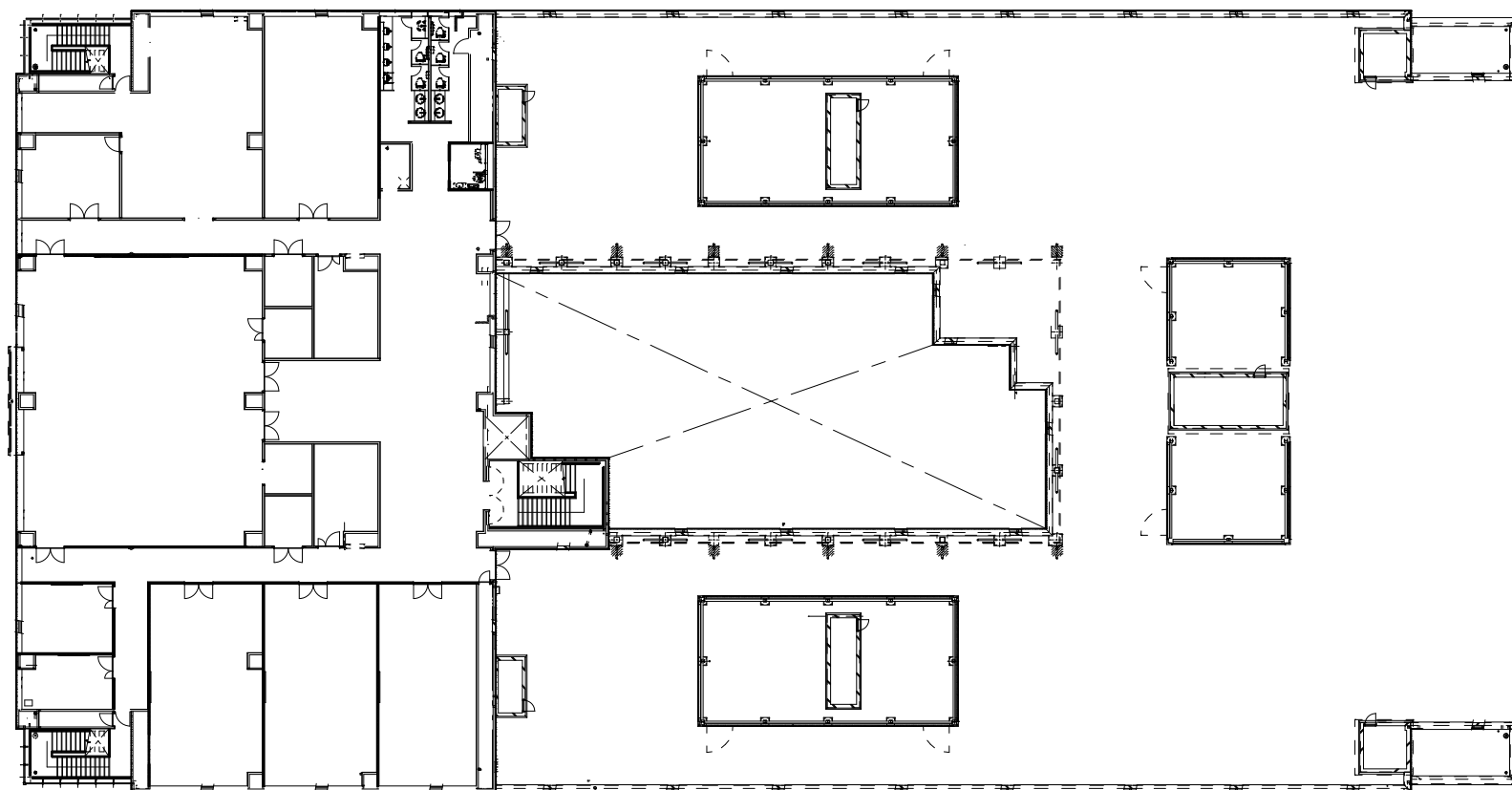
【中央棟 2 階】



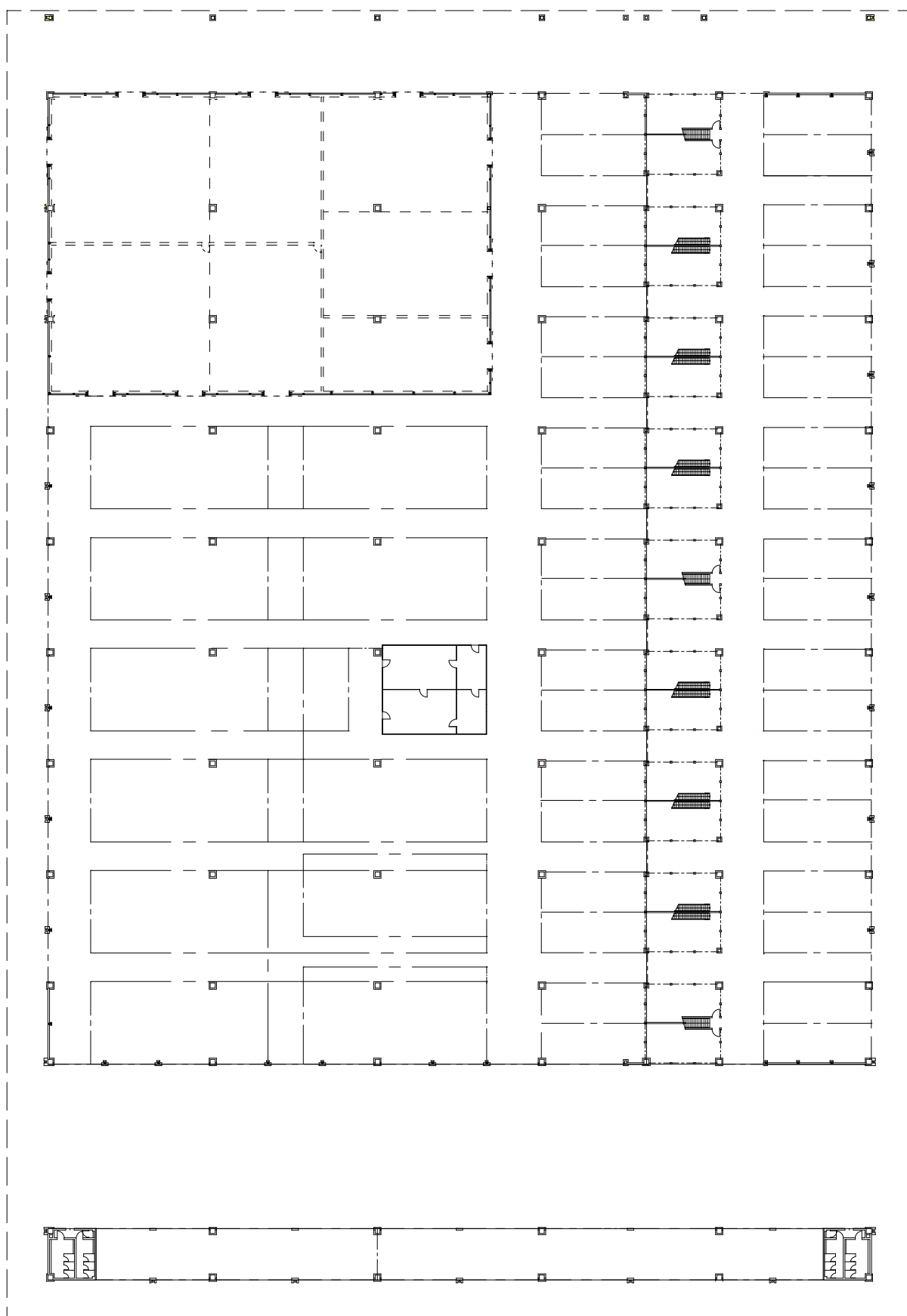
【中央棟 3 階】



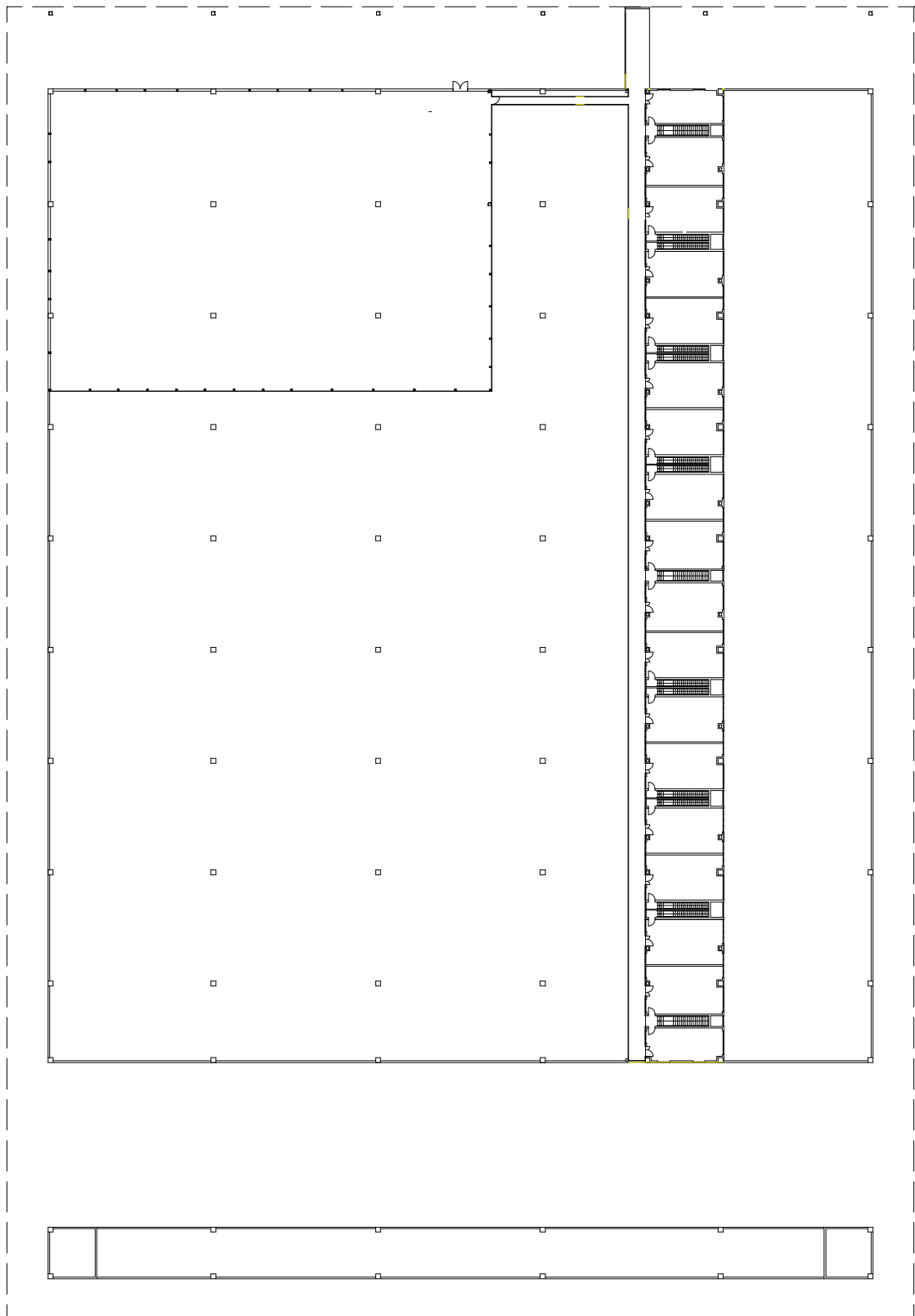
【中央棟 4 階】



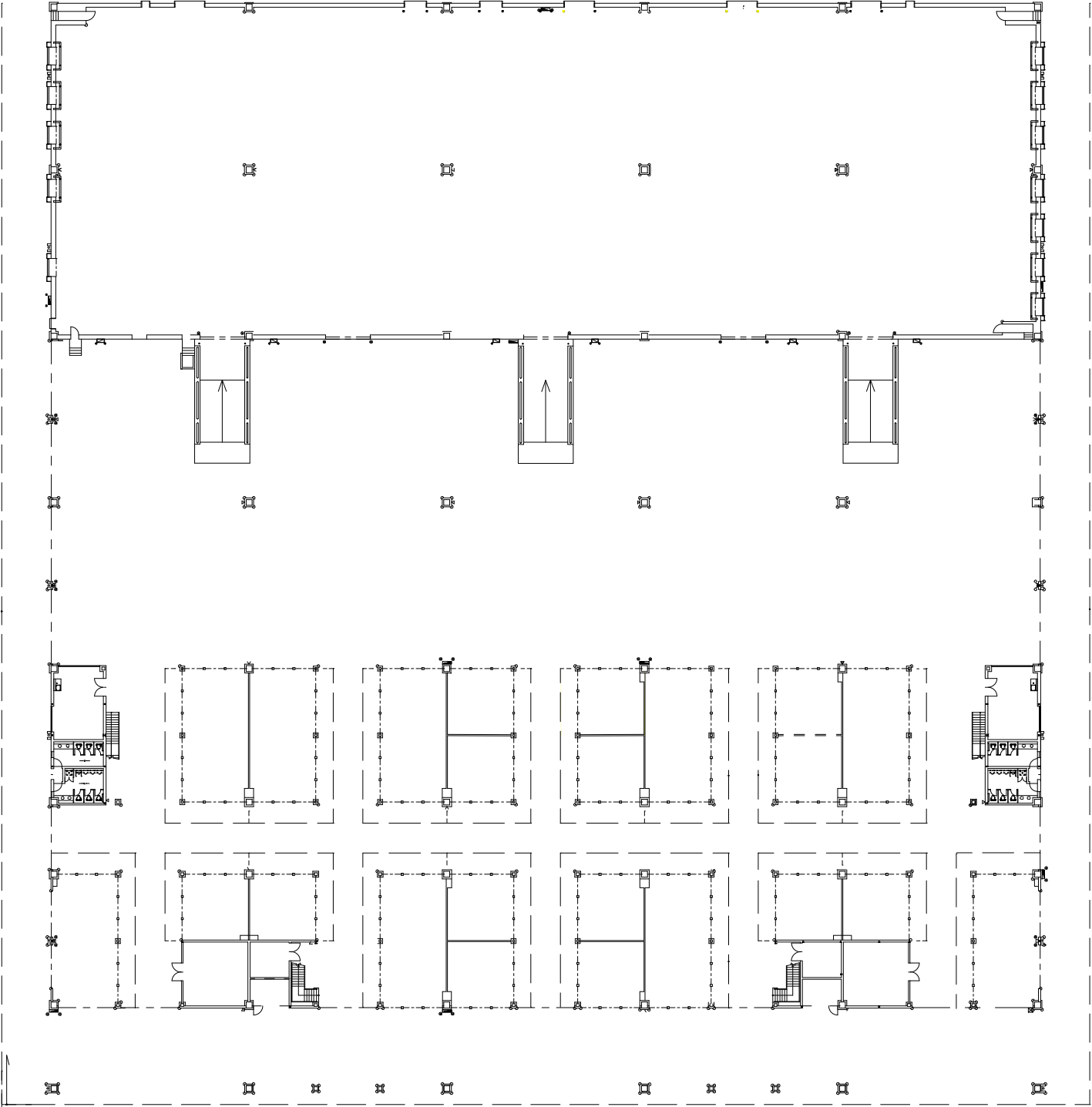
【青果棟 1 階】



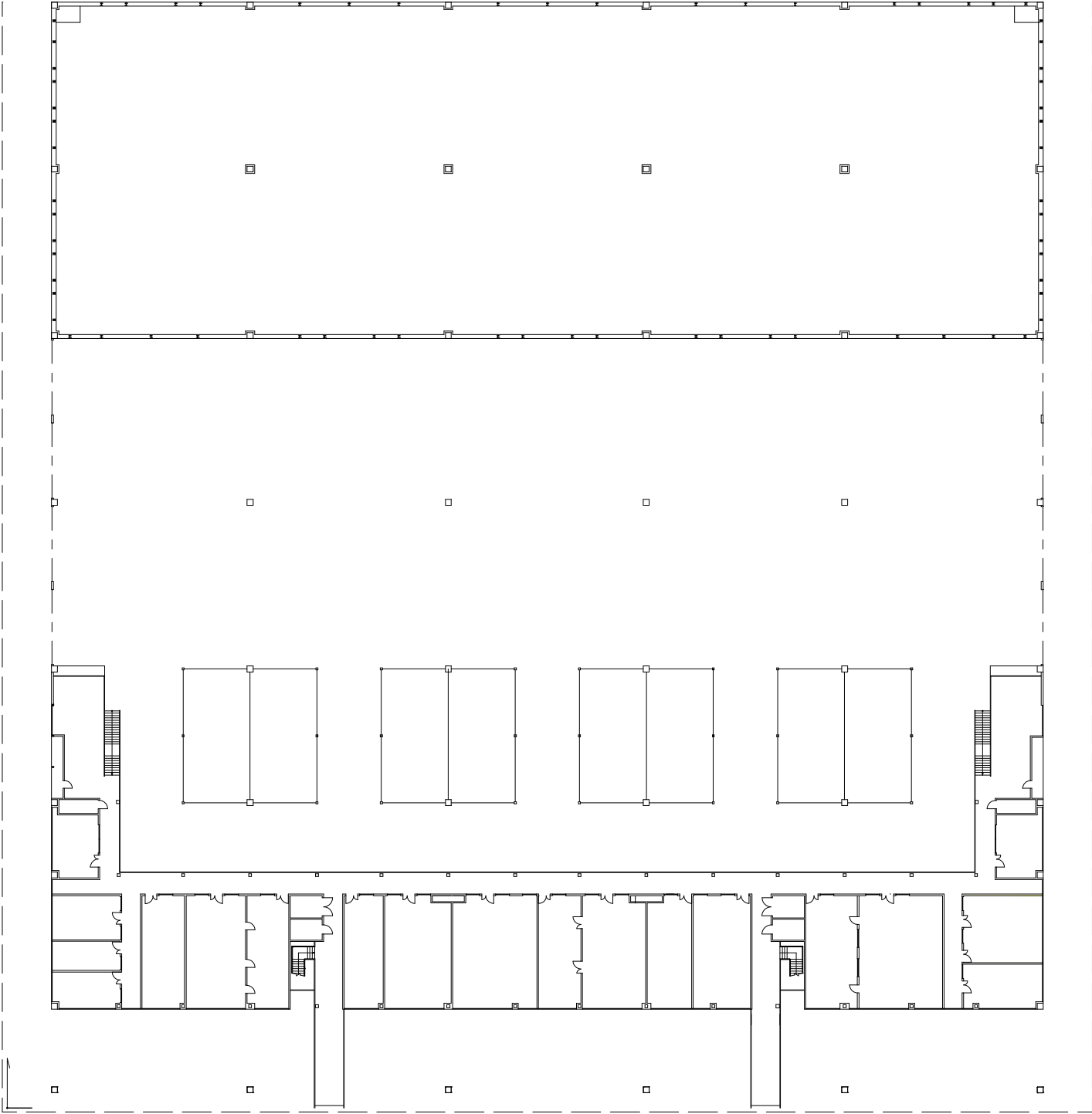
【青果棟 2 階】



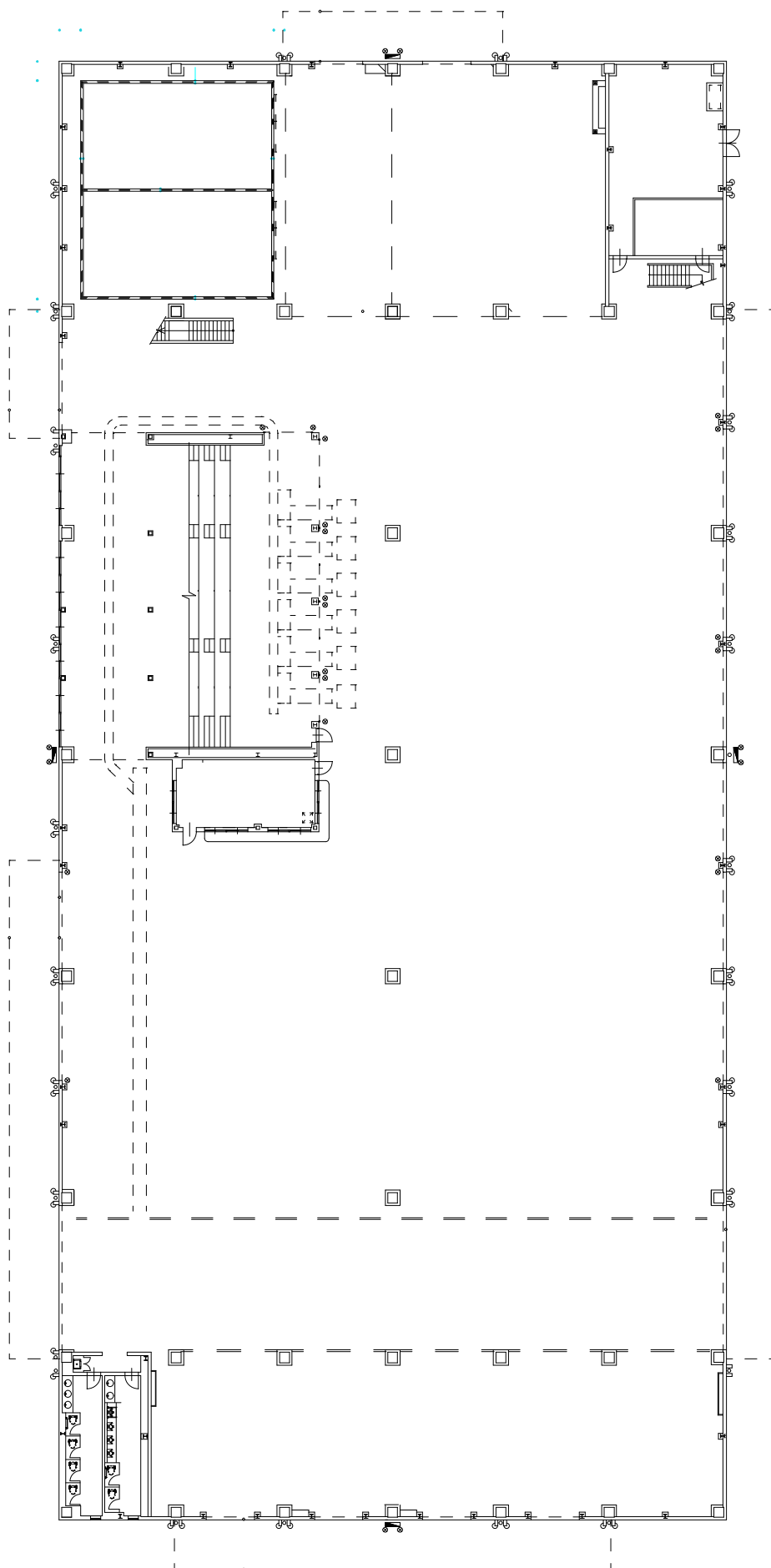
【水産棟 1 階】



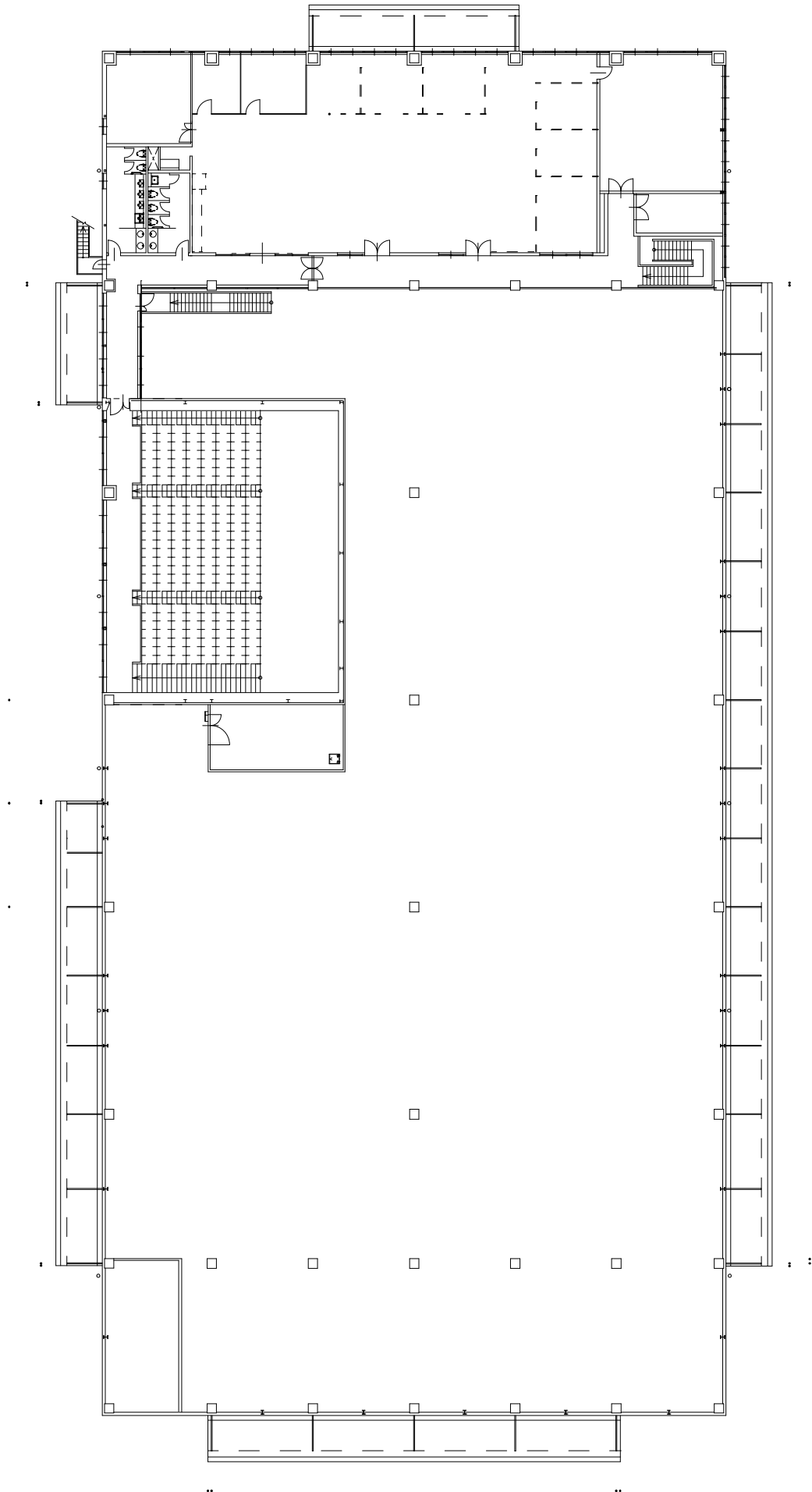
【水産棟 2 階】



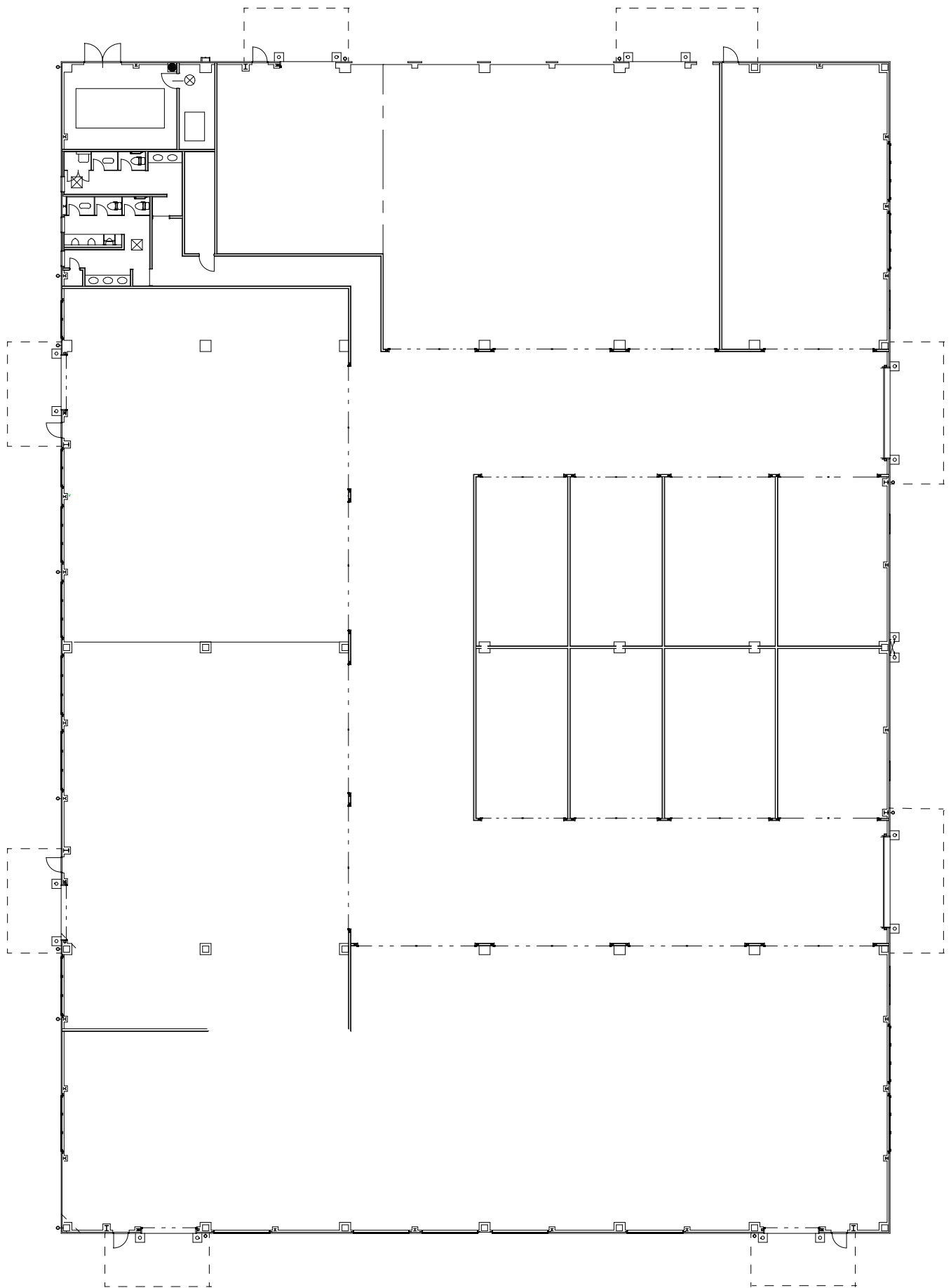
【花き棟 1階】



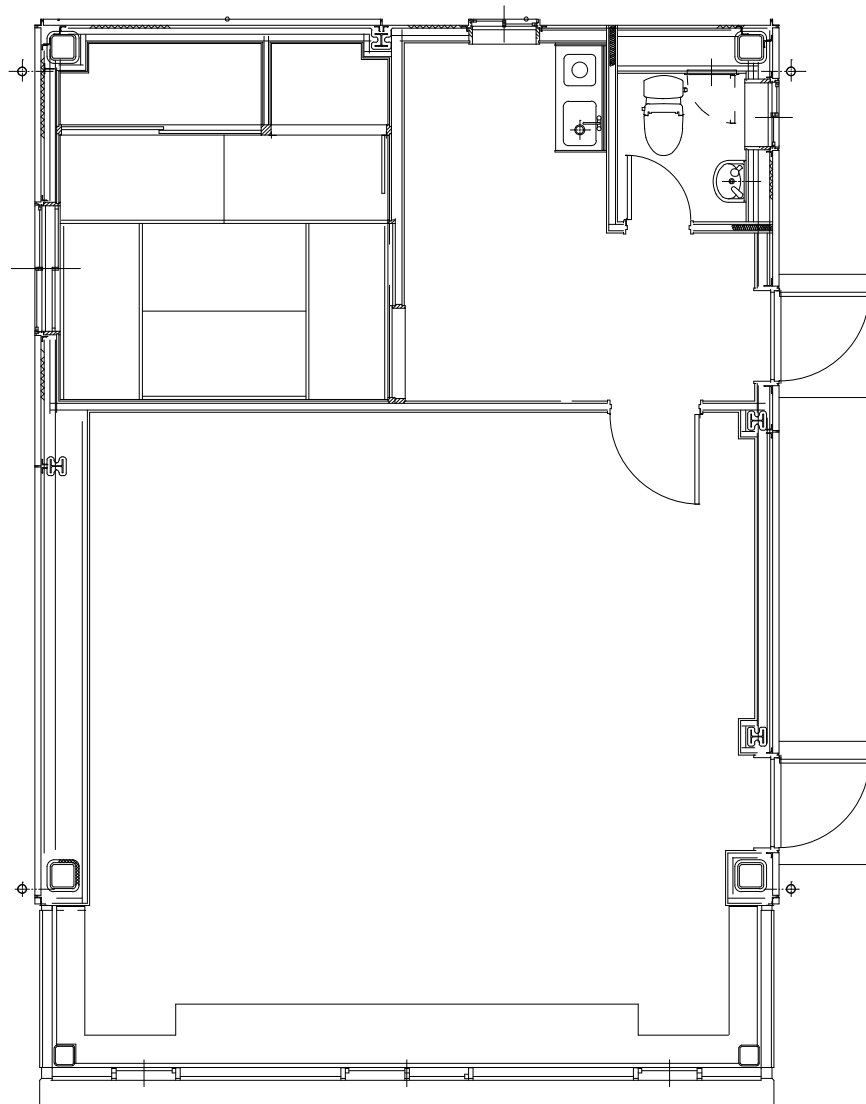
【花き棟2階】



【総合食品センター棟】



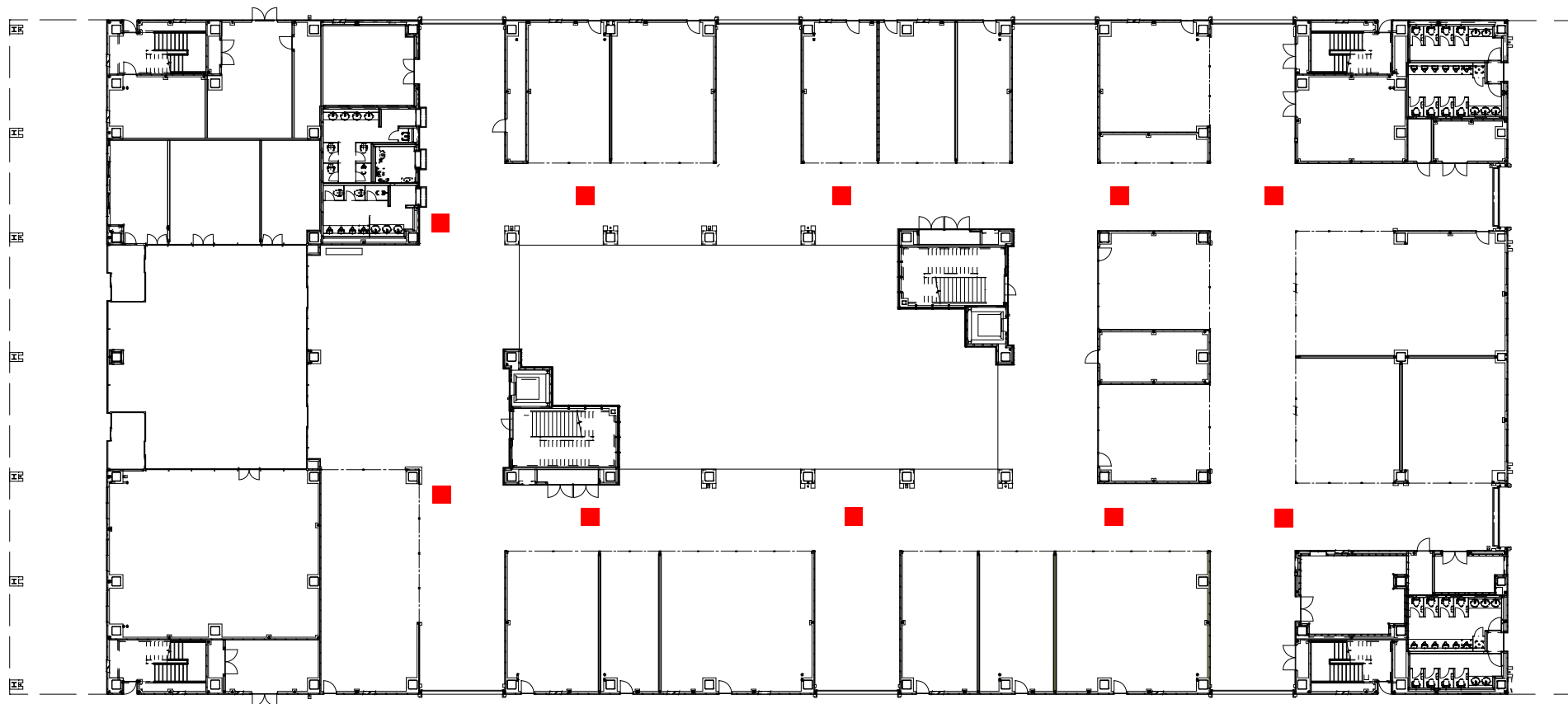
【守衛棟】



【別図5 既設PHS基地局配置図】

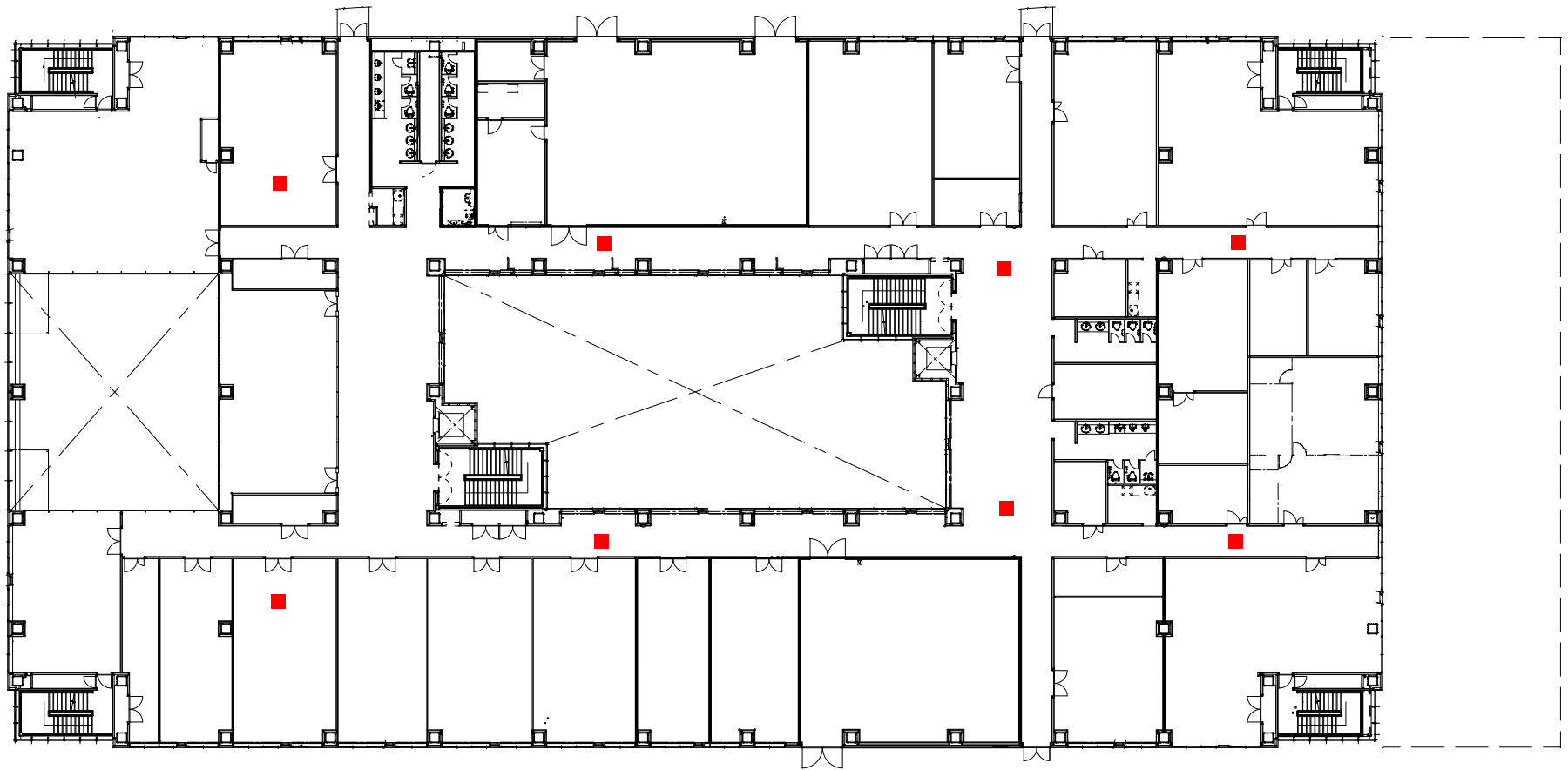
【中央棟1階】

■ 既設PHS基地局



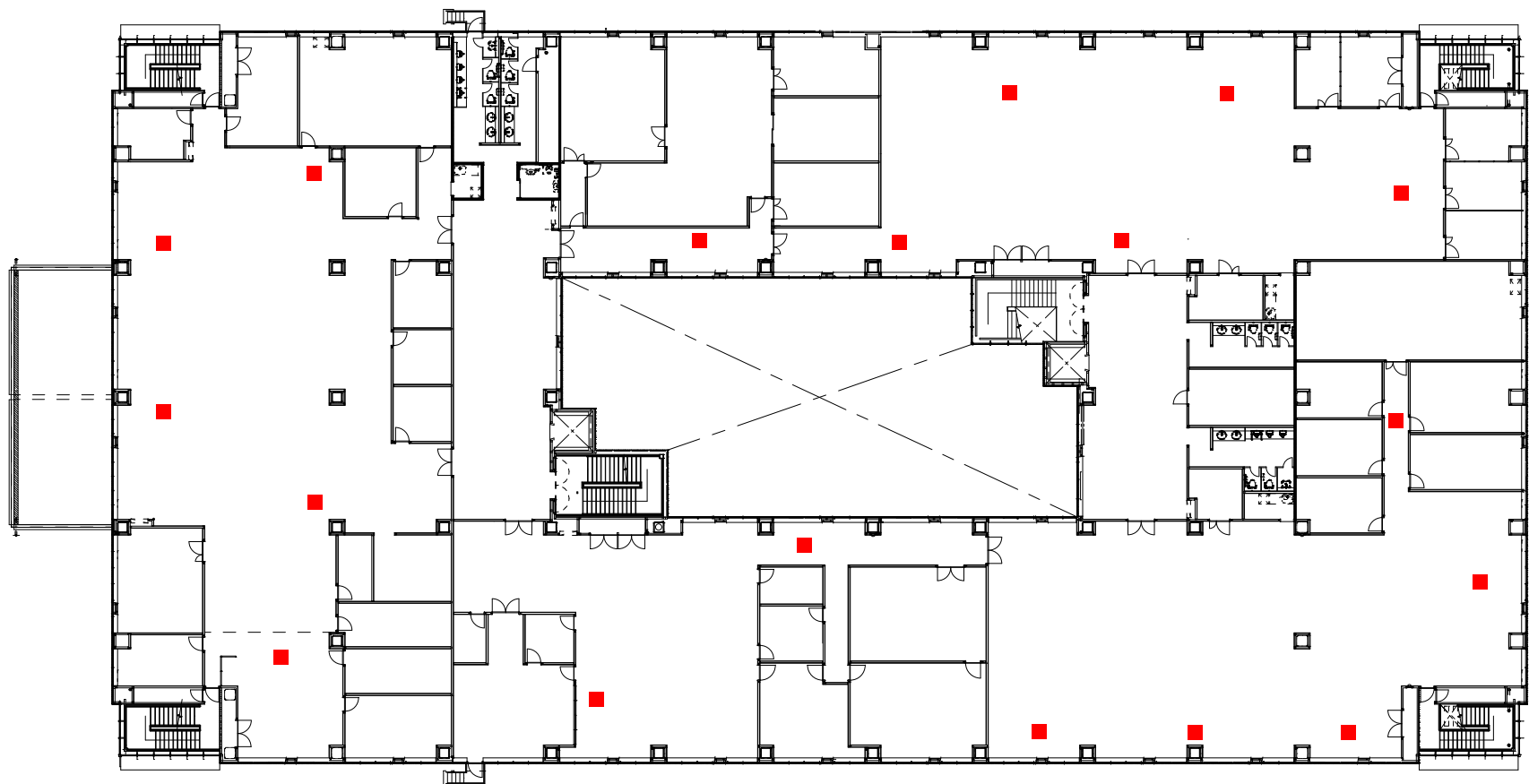
【中央棟 2 階】

■ 既設PHS基地局



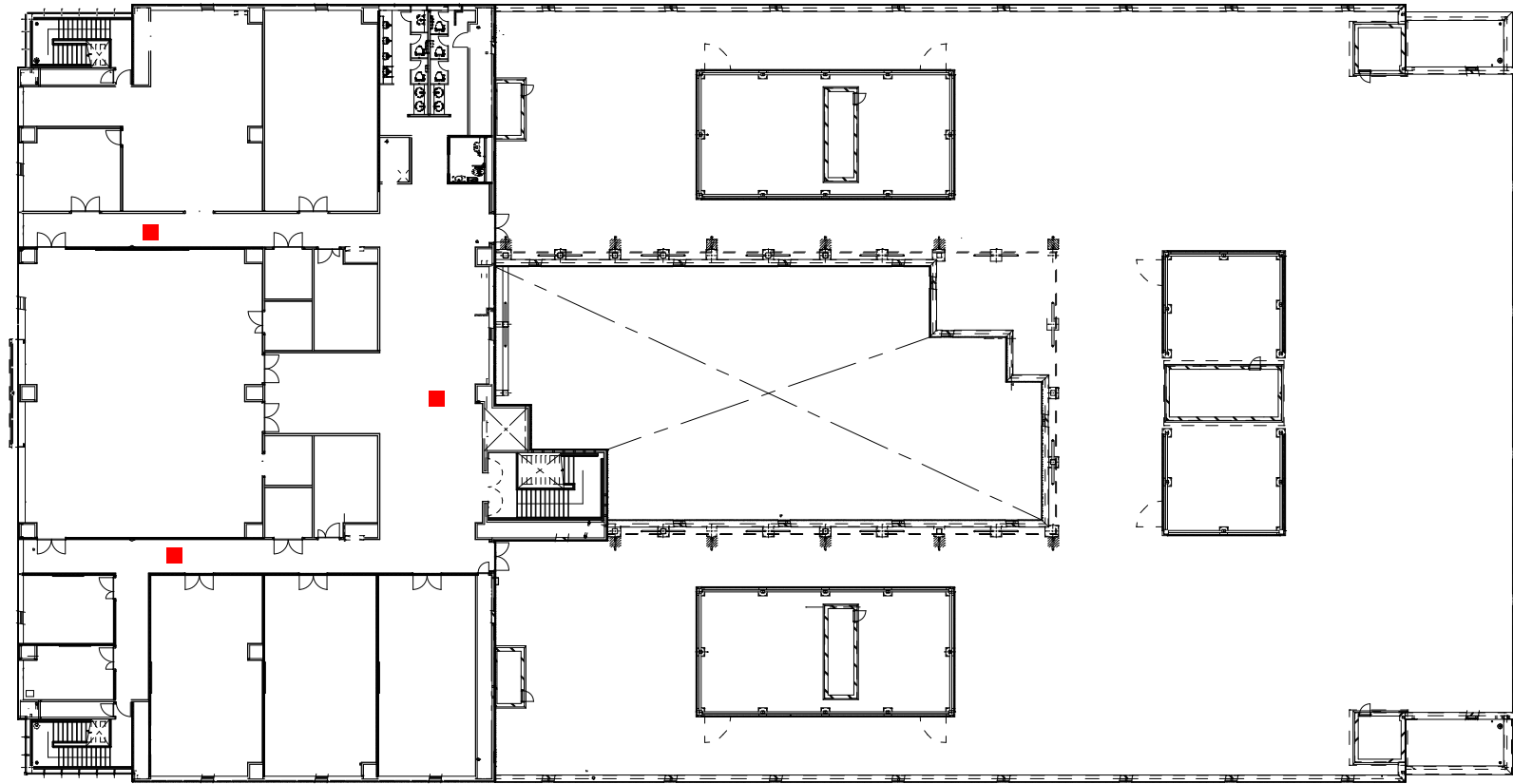
【中央棟 3階】

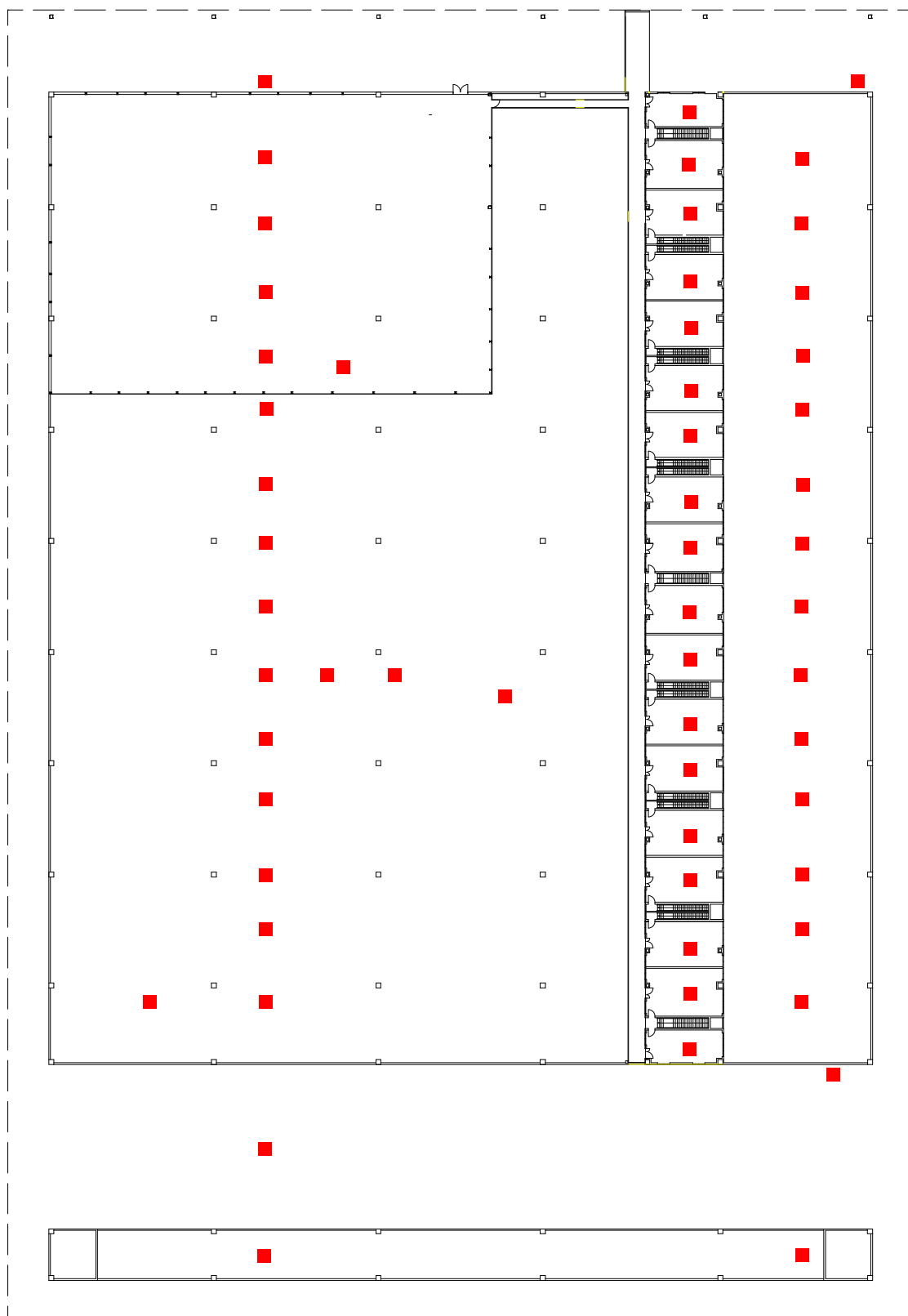
■ 既設PHS基地局



【中央棟 4 階】

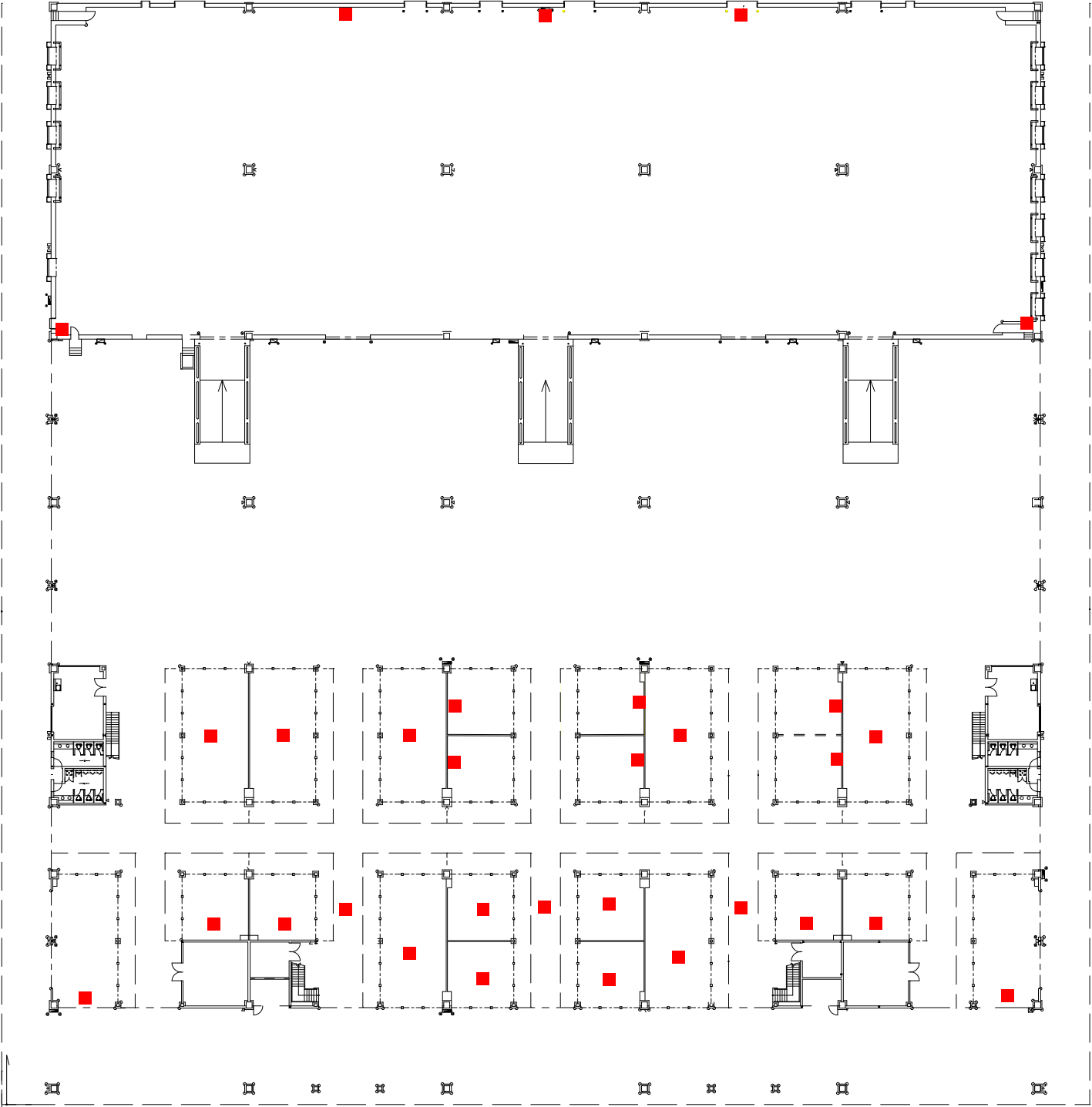
■ 既設PHS基地局





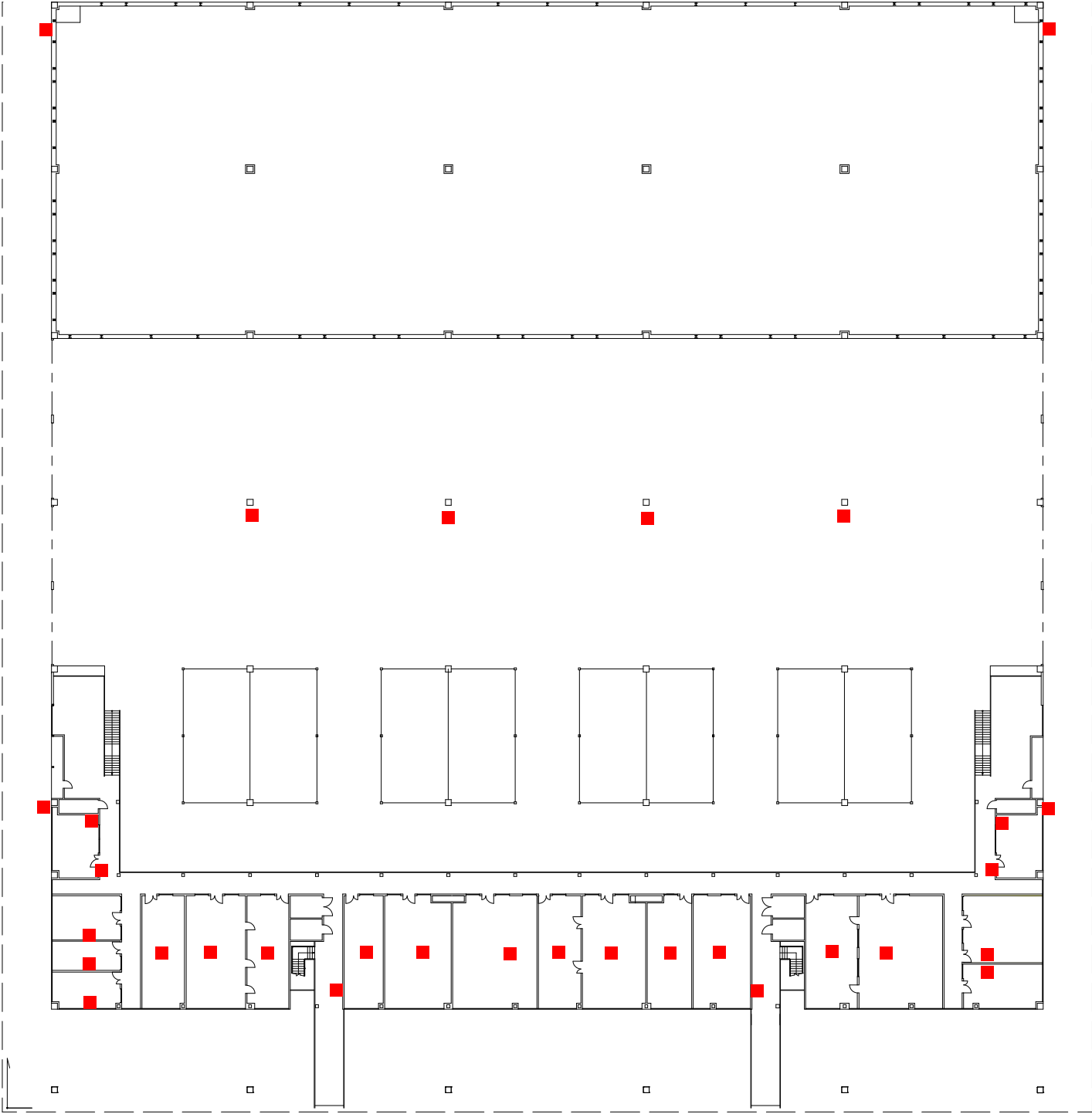
■ 既設PHS基地局

【水産棟 1階】



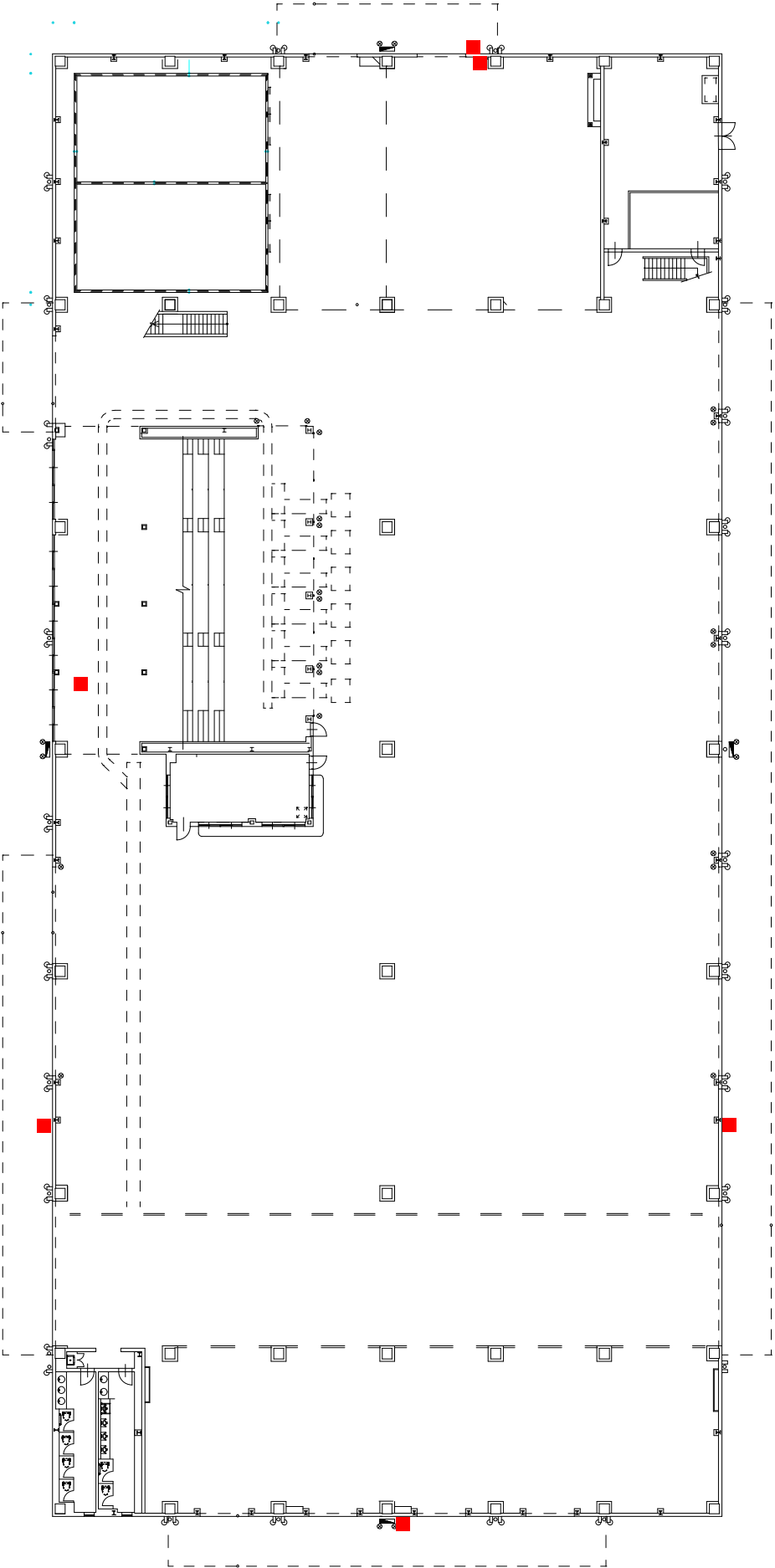
■ 既設PHS基地局

【水産棟 2 階】



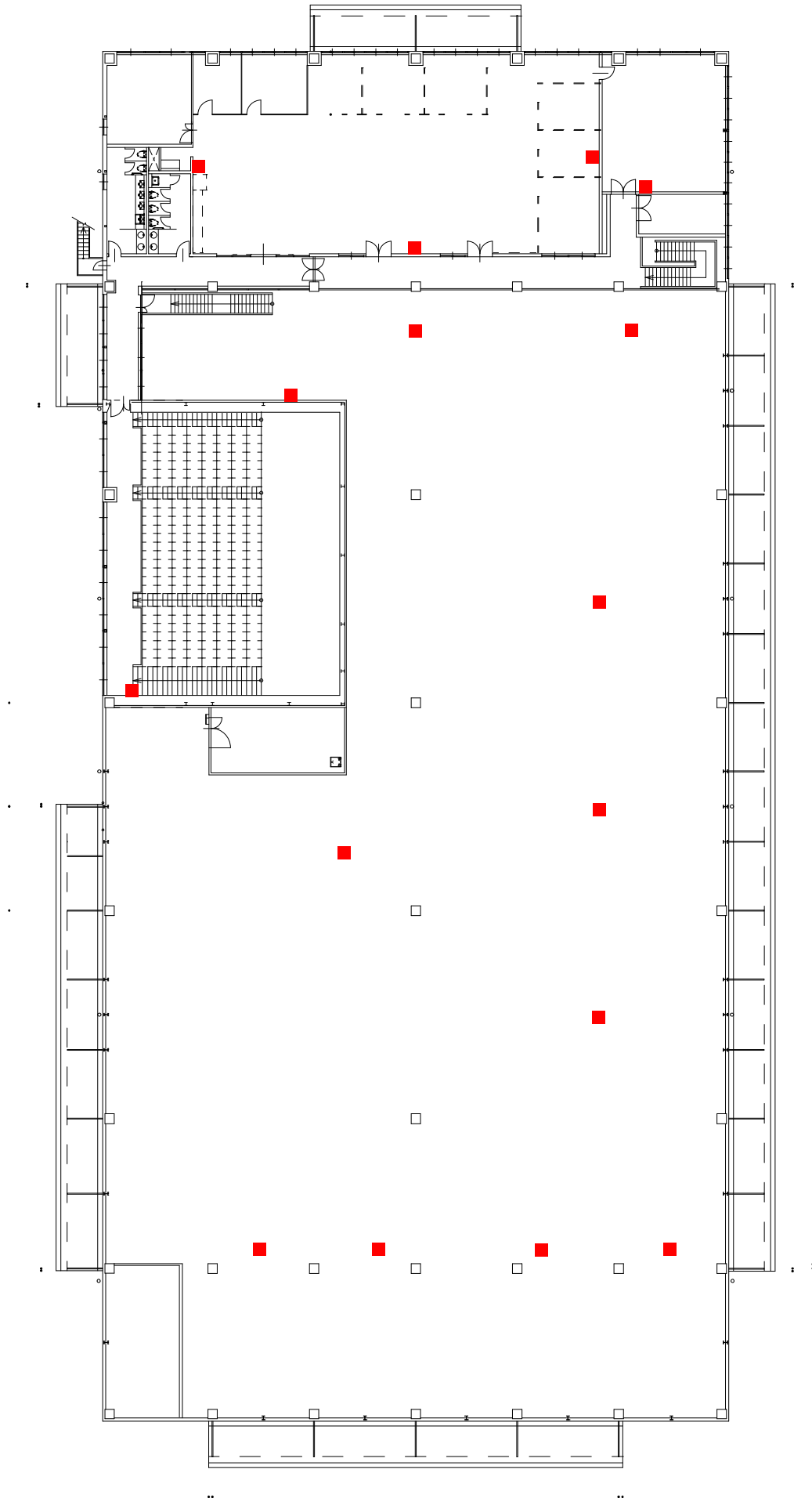
【花き棟 1階】

■ 既設PHS基地局

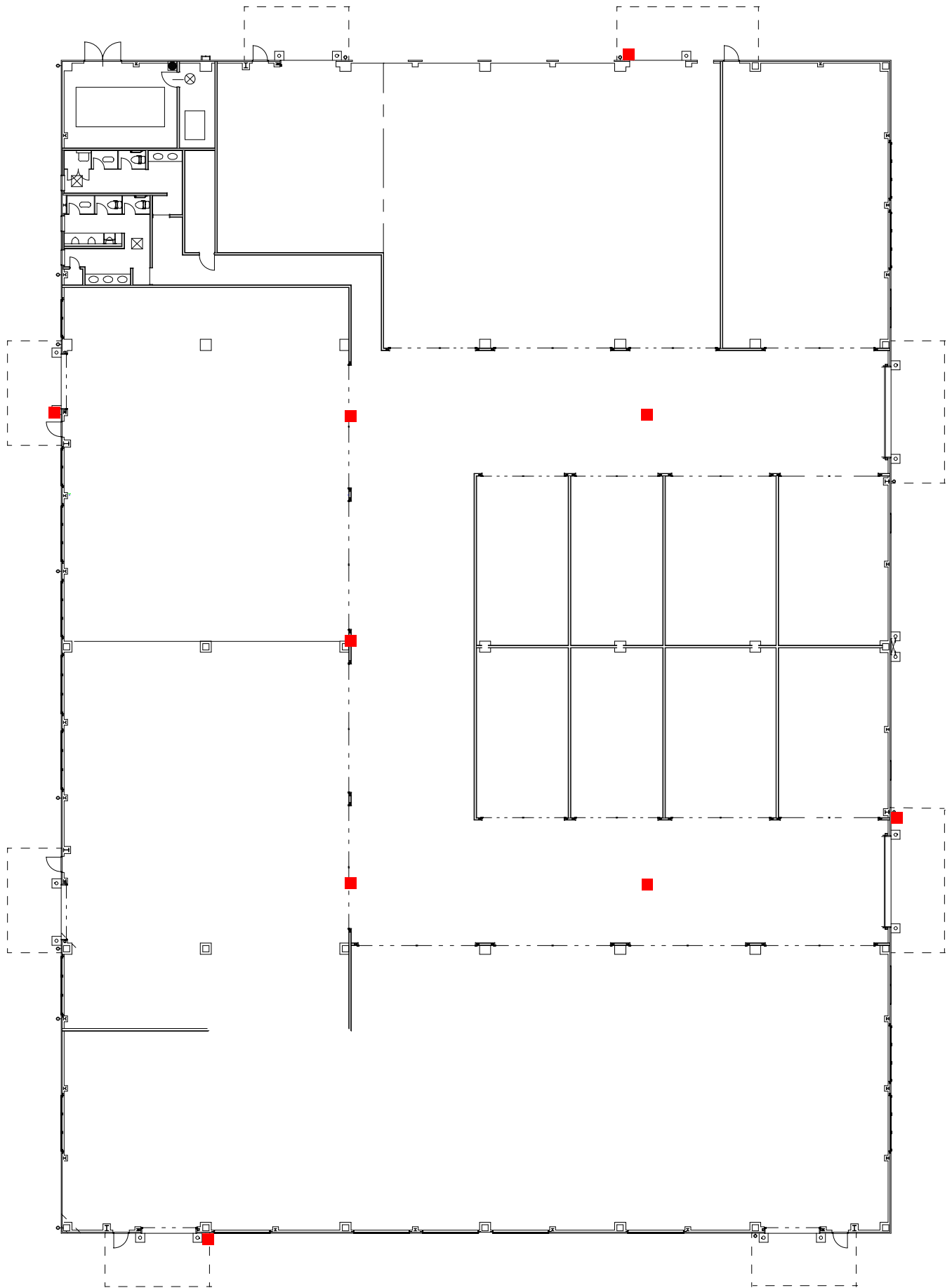


【花き棟2階】

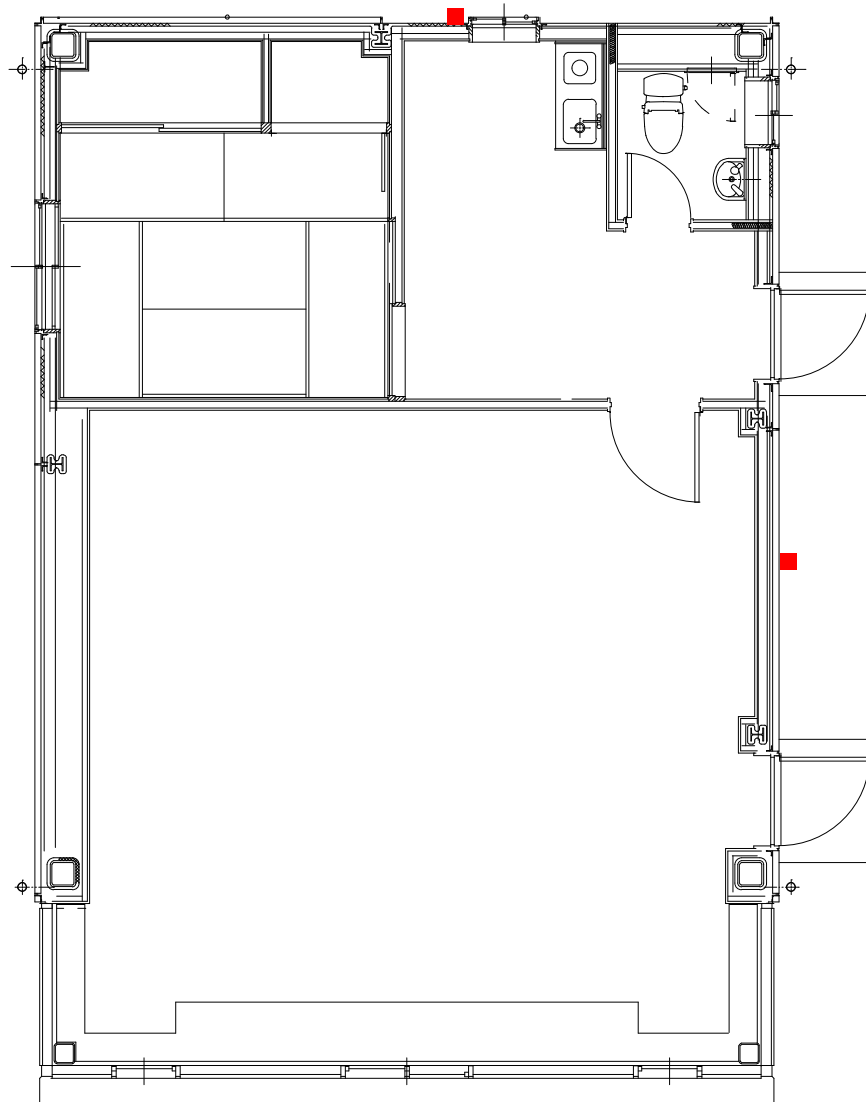
■ 既設PHS基地局



【総合食品センター棟】



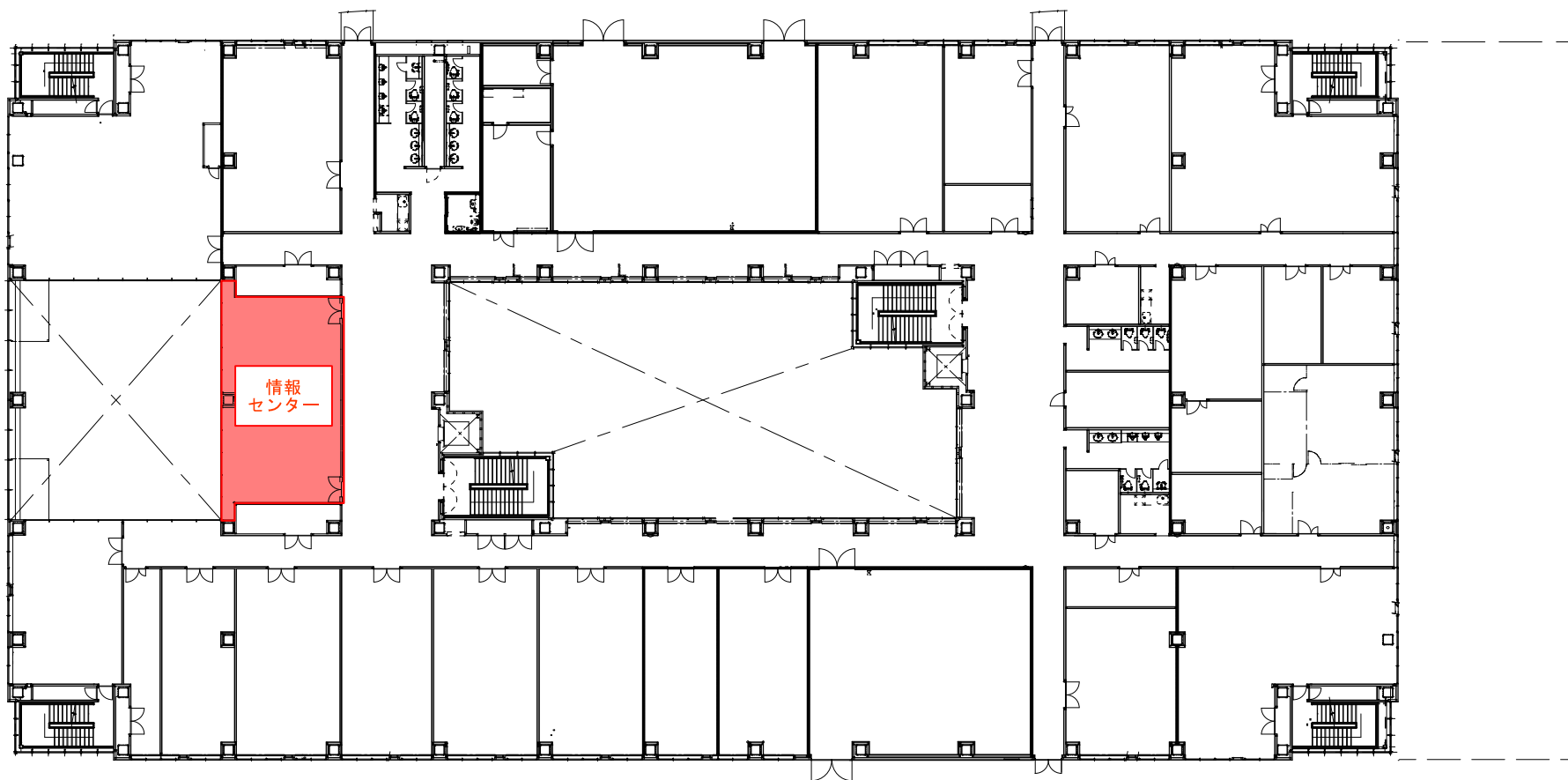
【守衛棟】



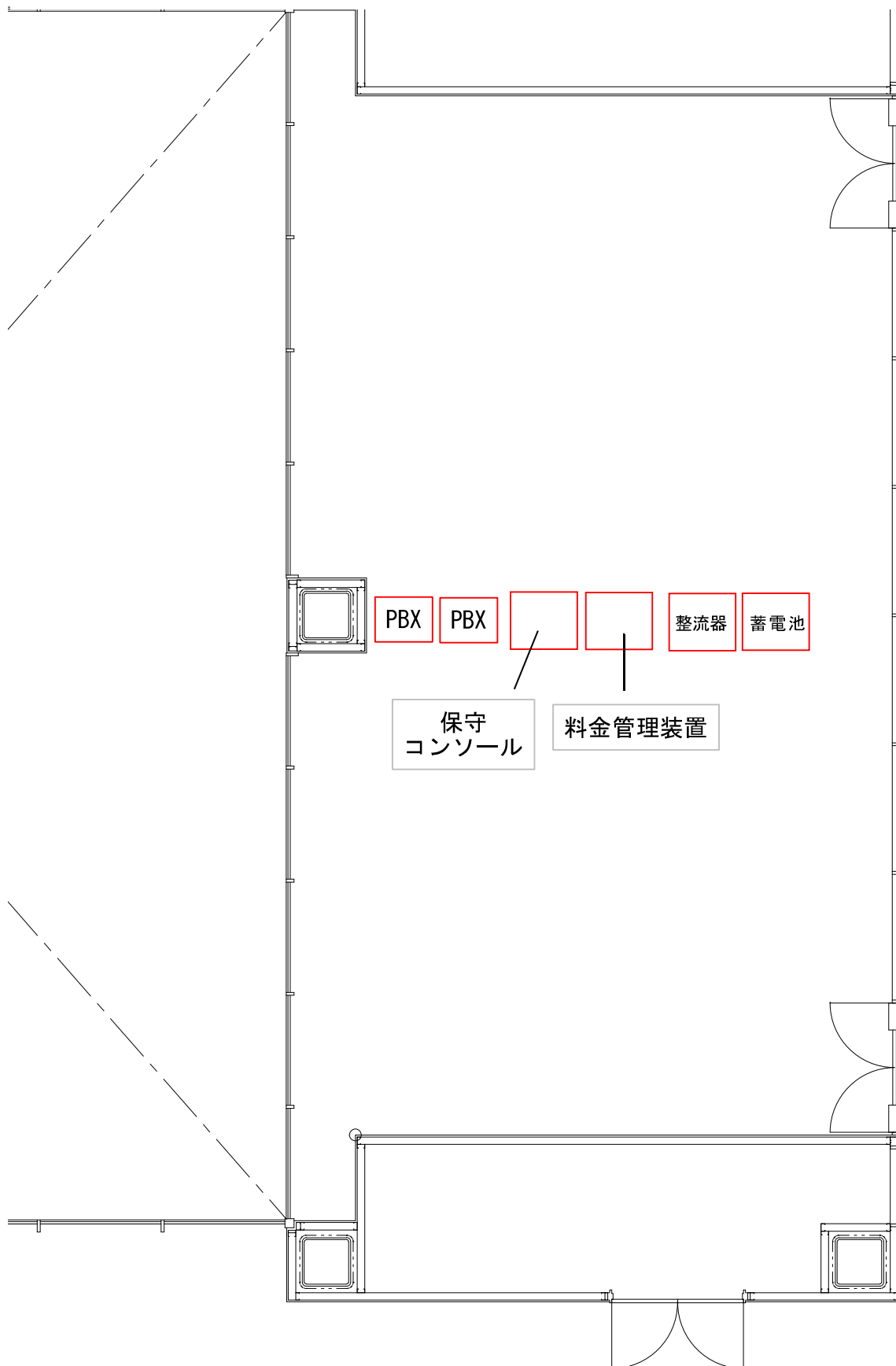
【別図 6】 既設交換機、電源装置、周辺装置（料金管理装置、保守コンソール）配置図

【中央棟 2 階】

情報センター位置図



中央棟 2 階 情報センター拡大図



新潟市中央卸売市場電話交換設備更新業務委託契約書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記の業務について次のとおり契約を締結する。

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託業務の名称 | 新潟市中央卸売市場電話交換設備更新業務 |
| 2 委託業務の内容 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 履行場所 | 新潟市江南区茗荷谷 711 番地 新潟市中央卸売市場 |
| 4 履行期間 | 契約締結日 から 令和 9 年 3 月 1 5 日 まで |
| 5 契約金額 | 総額 金 〇〇〇〇〇〇〇〇 円
(うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇 円) |
| 6 契約保証金 | 新潟市契約規則第 3 3 条、第 3 4 条による |
| 7 特約条項 | 別紙「新潟市中央卸売市場電話交換設備更新業務委託契約書
契約条項」のとおり |

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙
印

新潟市中央卸売市場電話交換設備更新業務委託契約書 契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 5 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止等)

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託してはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の内容を記載した書面を甲に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により履行着手後に再委託を行う場合にあっては、速やかに再委託の内容を記載した書面を提出し、甲の承諾を得るものとする。

3 乙は、前項の規定により再委託をするときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して一切の責任を負うものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(一般的損害)

第7条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(履行届書の提出)

第9条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

- 3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。
- 4 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

（引渡し）

- 第11条 業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 成果品の検査については、前条の規定を準用する。
 - 3 甲は、成果品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。
 - 4 成果品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。
 - 5 甲は、検査に不合格となった成果品について、成果品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。
 - 6 乙は、前項の成果品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

（不合格品の引取り）

- 第12条 乙は、検査の結果、不合格とされた成果品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

（委託料の支払）

- 第13条 乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。
 - 3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受理した日までの期間は、第2項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとししないものとする。
 - 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行期限の延長）

- 第14条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
 - 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第15条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数(検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1、000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

3 第1項の違約金は、委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第16条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。

2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。

3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができる。

4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

第17条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。

(3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。

(4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。

(5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）第9条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第10条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
- 3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（反社会的勢力の排除）

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
 - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
 - キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
- (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第20条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。))。

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 乙は、甲が第18条第1項若しくは第2項又は第20条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第22条 乙は、この契約に関して第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

(1) 第20条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第20条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第24条 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

- 2 第10条の検査に合格する前（成果品の引渡しを伴う場合は、第11条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第26条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

- 2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(個人情報の保護)

第27条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第28条 乙は、この契約を履行するに当たり、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第29条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。